

北広島町地域防災計画
(震災対策編)

令和5年7月

北広島町防災会議

～ 目 次 ～

第1章 総 則

第1節	目的	9
第2節	基本方針	10
第3節	防災業務実施上の基本理念及び基本原則	11
第4節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	13
1	北広島町	
2	広島県	
3	山県警察署	
4	指定地方行政機関	
5	自衛隊	
6	指定公共機関	
7	指定地方公共機関	
8	防災上重要な施設の管理者	
9	公共的団体	
第5節	北広島町の地勢の概況	21
1	地勢	
2	地質	
3	気候	
第6節	既往地震の概要	22
1	発生地震による地震タイプの特徴	
2	広島県内に被害を及ぼした近年の歴史地震	
3	広島県周辺における既往地震・津波	
第7節	被害想定	27
1	地震被害想定調査	
2	被害想定結果	
第8節	地震被害軽減のための基本的な施策	40
1	方針	
2	目標	
3	施策体系	
4	対策内容	
5	対策の推進等	

第2章 災害予防計画

第1節	基本方針	55
第2節	防災まちづくりに関する計画	58
1	方針	
2	防災上重要な公共施設の整備	
3	住宅、建築物等の安全性の確保	
4	ライフラインの整備	
5	防災性の高い都市構造の形成	
第3節	住民の防災活動の促進に関する計画	63
1	方針	
2	防災教育	

3	防災訓練	
4	消防団への入団促進	
5	地区防災計画の策定等	
6	自主防災組織の育成・指導	
7	ボランティア活動の環境整備	
8	企業防災の促進	
9	県民運動の推進	
第4節	調査、研究に関する計画	71
1	方針	
2	実施責任者	
3	実施項目	
4	地震被害想定調査及び災害危険度判定調査	
第5節	迅速かつ円滑な災害応急対策への備えに関する計画	72
1	方針	
2	災害発生直前の応急対策への備え	
3	災害発生後の応急対策への備え	
4	災害派遣、広域的な応援体制への備え	
5	救助・救急、医療、消火活動への備え	
6	緊急輸送活動への備え	
7	避難の受入れ・情報提供活動への備え	
8	救援物資の調達・供給活動への備え	
9	燃料確保の備え	
10	災害応急対策の実施に備えた建設業団体等との協定の締結	
11	建設業等の担い手の確保・育成	
12	空家状況の把握	
13	男女共同参画センター等との連携	
14	文教関係	
15	罹災証明書の発行体制の整備	
第5節の2	危険物等災害予防計画	85
1	方針	
2	実施責任者	
3	実施内容	
第5節の3	災害対策資機材等の備蓄等に関する計画	88
1	方針	
2	実施責任者	
3	災害対策資機材等の対象	
4	備蓄に関する基本事項	
5	備蓄及び調達体制の確立	
第6節	要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画	93
1	方針	
2	要配慮者に配慮した環境整備	
3	社会福祉施設、病院等の安全・避難対策	
4	在宅の避難行動要支援者対策	
5	要配慮者への啓発・防災訓練	
第7節	広域避難の受入に関する計画	97

第3章 災害応急対策計画

第1節	基本方針	99
第2節	災害発生直前の応急対策	100
第1項	配備動員計画	
1	方針	
2	配備動員体制	
第2項	地震に関する情報等の伝達に関する計画	114
1	方針	
2	地震の情報収集・伝達	
第3項	住民等の避難誘導に関する計画	116
1	方針	
2	避難の指示等	
3	避難の誘導	
第3節	災害発生後の応急対策	120
第1項	災害情報計画	
1	方針	
2	情報の収集伝達手段	
3	情報の収集伝達経路	
4	地震災害発生及び被害状況報告・通報	
第2項	通信運用計画	137
1	方針	
2	広島県総合行政通信網の活用	
3	公衆電気通信設備の優先利用	
4	有線通信等が途絶した場合における代替措置	
5	通信施設の応急対策	
6	通信施設の機能確認及び運用訓練	
7	通信機器の供給の確保	
8	通信設備の電源の確保	
第4節	ヘリコプターによる災害応援体制	143
1	方針	
2	活動体制	
3	活動内容	
4	活動拠点の確保	
5	町からの支援要請	
6	各機関への出動要請	
7	臨時ヘリポートの設定	
第5節	災害派遣・広域的な応援体制	147
第1項	自衛隊災害派遣計画	
1	方針	
2	災害派遣部隊の活動	
3	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限	
4	災害派遣要請の手続等	
5	災害派遣部隊の受入れ	
6	派遣に要する経費の負担	
7	災害派遣部隊の撤収要請	
第2項	相互応援協力計画	151
1	方針	
2	実施内容	
第3項	防災拠点に関する計画	155

1	方針	
2	防災拠点施設の整備	
3	防災拠点施設の機能	
4	救援拠点	
5	拠点施設の運営	
第6節	救助・救急、医療及び消火活動	157
第1項	救出計画	
1	方針	
2	陸上における救出	
3	惨事ストレス対策	
4	活動時における感染症対策	
第2項	医療、救護計画	159
1	方針	
2	実施責任者及び実施内容	
3	医療救護班の編成及び救護所の設置	
4	医薬品・医療資機材の確保	
5	救急搬送の実施	
6	救護所	
7	公衆衛生活動	
8	災害派遣精神医療チームの派遣	
第3項	消防計画	164
1	方針	
2	消防活動体制の整備	
3	消防活動	
4	事業所等の活動	
5	相互応援協力体制の整備	
6	広域災害発生時における県の措置	
7	惨事ストレス対策	
第4項	水防計画	167
1	方針	
2	応急対策	
3	水防活動の応援要請	
第5項	危険物等災害応急対策計画	168
1	方針	
2	危険物災害応急対策	
3	高圧ガス及び火薬類災害応急対策	
4	毒物劇物災害応急対策	
第7節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	170
第1項	警備、交通規制、交通確保計画	
1	方針	
2	警備対策	
3	交通規制・交通確保対策	
第2項	輸送計画	182
1	方針	
2	緊急輸送の対象とする者及び資機材の範囲	
3	輸送車両等の確保	
第8節	避難生活及び情報提供活動	183
第1項	避難対策計画	

1	方針	
2	指定避難所の開設	
3	避難行動要支援者の避難等	
4	帰宅困難者対策	
第2項	広報・被災者相談計画	187
1	方針	
2	広報活動	
3	被災者相談活動	
第3項	住宅応急対策計画	189
1	方針	
2	実施する応急対策の内容	
3	実施責任者	
4	応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ	
5	住宅の応急修理	
6	公営住宅の提供	
7	企業等宿泊施設及び職員用住宅等の供与	
8	被災建築物応急危険度判定	
9	民間賃貸住宅の情報提供	
10	被災宅地危険度判定	
第9節	救援物資の調達・供給活動	195
第1項	食料供給計画	
1	方針	
2	実施責任者及び実施内容	
3	実施方法	
4	食料供給の適用範囲及び期間	
5	使途及び経費	
第2項	給水計画	197
1	方針	
2	実施責任者	
3	実施方法	
第3項	生活必需品供給計画	198
1	方針	
2	実施責任者	
3	実施基準	
4	実施方法	
第4項	救援物資の調達及び配送計画	200
1	方針	
2	物資の調達及び受入体制	
3	物資の輸送	
第10節	保健衛生・防疫、遺体の処理に関する活動	202
第1項	防疫計画	
1	方針	
2	実施責任者及び実施事項	
3	町の防疫活動	
4	各種感染症に関する知識・情報の広報	
第2項	遺体の捜索、取扱い、埋火葬計画	204
1	方針	
2	遺体の捜索	

3	遺体の取扱い	
4	遺体の埋火葬	
第11節	応急復旧、二次災害防止活動	206
第1項	公共施設等災害応急復旧計画	
1	方針	
2	防災上重要な拠点施設の応急復旧活動	
3	交通施設の応急復旧活動	
4	治水施設等の応急復旧活動	
5	治山施設等の応急復旧活動	
6	その他公共、公益施設の応急復旧活動	
7	住民への広報活動	
第2項	電力・ガス・水道・下水道施設応急復旧対策計画	208
1	方針	
2	電力施設の応急対策	
3	ガス施設の応急対策	
4	水道施設の応急対策	
5	下水道施設の応急対策	
第3項	その他施設災害応急対策計画	211
1	目的	
2	防災重点ため池対策	
3	空家対策	
第4項	廃棄物処理計画	212
1	方針	
2	災害廃棄物処理計画	
3	実施主体等	
4	ごみ及び災害廃棄物の処理	
5	災害廃棄物処理実行計画の作成	
第5項	有害物質等による環境汚染防止計画	215
1	目的	
2	実施方法	
3	環境汚染防止の推進等	
第12節	ボランティアの受入等に関する計画	217
1	方針	
2	ボランティアの受入れ	
3	専門ボランティアの派遣等	
4	ボランティアの活動拠点及び資機材の提供	
5	災害情報等の提供	
6	ボランティアとの連携・協働	
7	北広島町被災者生活サポートボランティアセンターの機能喪失時の補完体制	
8	ボランティア保険制度	
9	海外からの支援活動の受け入れ	
第13節	文教計画	221
1	方針	
2	避難対策	
3	生徒等への相談活動	
4	応急教育対策	
5	学校等が地域の避難所となる場合の対策	
6	公民館等社会教育施設が地域の避難所となる場合の対策	

7	文化財に対する対策	
第13節の2	保育に関する計画	226
1	方針	
2	避難対策	
3	応急保育対策	
第14節	災害救助法適用計画	227
1	方針	
2	災害救助法の適用基準	
3	災害救助法の適用手続き	
4	救助の種類、対象及び期間	
5	町長への委任	

第4章 災害復旧計画

第1節	目的	233
第2節	被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画	234
1	方針	
2	各種調査の住民への周知	
3	罹災証明書の交付	
4	被災者台帳の整備	
5	各種支援措置等	
6	町内諸団体の資金の充実	
第3節	被災者の生活確保に関する計画	236
1	方針	
2	生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策	
3	被災者等に対する生活相談	
4	雇用の安定支援	
第4節	施設災害復旧計画	238
1	方針	
2	復旧計画	
第5節	激甚災害の指定に関する計画	240
1	方針	
2	激甚災害に関する調査	
第6節	救援物資、義援金の受入れ及び配分に関する計画	241
1	方針	
2	義援金の受入れ及び配分	
3	救援物資の受入れ及び配分	
第7節	災害復興計画（防災まちづくり）	243
1	方針	
2	被災地における市街地の復興	
3	学校施設の復興	

第 1 章 総則

第1節 目的

この計画は、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、北広島町内において発生が想定されるあらゆる地震災害に対処するため、町、広島県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、更に、町民の役割を明らかにし、各種災害対策を迅速、的確かつ総合的に実施することにより、住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

第2節 基本方針

- 1 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定により作成している「北広島町地域防災計画」の別編とする。
- 2 この計画は、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災、平成23年3月に発生した東日本大震災、平成28年4月に発生した熊本地震などの近年の大規模災害の経験を踏まえ、防災の時間経過に応じて、災害予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧計画の基本的事項を定め、地震災害対策を総合的に推進していくものである。
- 3 この計画に基づき、各防災関係機関は細部実施計画等を定め、その具体的推進に努める。
- 4 この計画は、防災関係機関の地震災害対策の推進状況に応じて、必要な修正を行う。

第3節 防災業務実施上の基本理念及び基本原則

1 基本理念

防災関係機関は、災害対策について、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 本町の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る。
- (2) 災害対策の実施に当たっては、防災関係機関は、それぞれの果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織その他地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進する。
- (3) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。
- (4) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (5) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に配慮するものとする。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。
- (7) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

2 基本原則

防災関係機関は、基本理念にのっとり、災害の未然防止、災害発生時の被害拡大防止、応急対策及び災害復旧等防災業務の実施に関しては、各法令、この計画及び広島県防災対策基本条例によるほか、次の一般原則に従う。

- (1) 町は、基礎的な地方公共団体として、区域内の災害に対して第一次的な責務を有するものであり、住民の郷土愛護、隣保協同の精神を基調として、町の有するすべての機能を十分に発揮し得るよう、町の地域に係る防災計画を作成してこれに対処

する。

- (2) 県は、町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その地方行政機関又は県の他の執行機関、指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は求める。
- (3) 指定地方行政機関は、その所掌する事務又は業務について防災に関する計画を定め災害に対処するとともに、その所掌する事務については県又は町に対して勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとる。
- (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務について防災に関する計画を定め災害に対処するとともに、その業務の公共性にかんがみ、それぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努める。
- (5) 公共的団体、防災上重要な施設の管理者及びその他法令により防災に関し責務を有する者は、その管理する施設の災害に対しては自己の責任において措置するものとし、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努める。
- (6) 防災関係機関は、その所掌する業務を遂行するにあたって、他の機関の防災上有する責務が十分に果たされるよう相互に協力し、応援する。
また、要配慮者や観光客などに対する配慮や、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。
- (7) 北広島町防災会議（以下「防災会議」という。）は、各防災関係機関の行う災害対策が相互に一体的有機性をもつて的確かつ円滑に実施されるよう連絡調整を行う。
また、多様な意見やニーズを防災施策に反映させるため、委員の多様性に留意するとともに、男女共同参画の視点から委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。
- (8) 町民は、平常時から防災意識のかん養に努めるとともに、災害発生時には、相互の協力により、被害が最小限になるよう努める。

第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

1 北広島町

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 被害調査
- (3) 災害広報
- (4) 避難指示等の発令及び避難者の誘導及びに避難所の開設
- (5) 被災者の救出、救助等の措置
- (6) 消防及び水防活動
- (7) 被災施設の応急復旧
- (8) 災害時における防疫その他保健衛生に関する応急措置
- (9) 被災児童、生徒等に対する応急教育
- (10) 町内における公共的団体及び住民の防災組織の育成指導
- (11) 災害時におけるボランティア活動の支援
- (12) 被災建築物応急危険度判定
- (13) 被災宅地危険度判定

2 広島県

- (1) 津波警報等の伝達
- (2) 災害情報の収集及び伝達
- (3) 被害調査
- (4) 災害広報
- (5) 被災者の救出、救助等の措置
- (6) 被災施設の応急復旧
- (7) 災害時における防疫その他保健衛生に関する応急措置
- (8) 被災児童、生徒等に対する応急教育
- (9) 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (10) 災害時におけるボランティア活動の支援
- (11) 被災建築物応急危険度判定
- (12) 被災宅地危険度判定
- (13) 広島地方气象台と協力し、緊急地震速報（警報）の利用の心得などの周知・広報に努める

3 山県警察署

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 被害実態の把握
- (3) 被災者の救出、救助等の措置
- (4) 避難路及び緊急交通路の確保
- (5) 交通の混乱の防止及び交通秩序の維持
- (6) 行方不明者の捜索及び遺体の調査、検視
- (7) 危険箇所の警戒並びに住民等に対する避難の指示及び誘導
- (8) 不法事案の予防及び取り締り
- (9) 被災地・避難場所及び重要施設等の警戒
- (10) 広報活動
- (11) 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

4 指定地方行政機関

- (1) 中国四国管区警察局
 - ア 管区内各県警察の指導、調整及び広域緊急援助隊等の応援派遣に関する調整
 - イ 他管区警察局と連携
 - ウ 関係機関との協力
 - エ 情報の収集及び連絡
 - オ 警察通信の運用
 - カ 津波警報等の伝達
- (2) 中国四国防衛局
 - ア 米軍の艦船、航空機に起因する災害に関する通報を受けた場合に、関係地方公共団体等に連絡すること。
 - イ 災害時における防衛省本省及び米軍等との連絡調整
- (3) 中国総合通信局
 - ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
 - イ 電波の管理及び電気通信の確保
 - ウ 災害時における非常通信の運用監督
 - エ 非常通信協議会の指導育成
 - オ 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与申請
- (4) 中国財務局
 - ア 被災復旧事業費の査定への立会
 - イ 地方公共団体に対する被災復旧事業にかかる財政融資資金地方資金の貸付
 - ウ 国有財産の無償貸付当

- エ 緊急帰還に対する金融上の措置の要請
- (5) 中国四国厚生局
 - 国立病院機構等関係機関との連絡調整（災害時における医療の提供）
- (6) 広島労働局
 - ア 工場、事業場における労働災害の防止に関する指導、監督
 - イ 労働者の業務上の災害補償保険に関する業務
- (7) 中国四国農政局
 - ア 農業関係被害の調査、報告、情報の収集
 - イ 農地保全施設又は農業水利施設の防災管理
 - ウ 災害時における生鮮食料品等の供給対策
 - エ 災害時における家畜の管理、飼料供給の対策及び指導
 - オ 土地改良機械の緊急貸付
 - カ 被災した農地・農業用施設の応急対策のための技術職員の派遣
- (8) 近畿中国森林管理局
 - ア 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の管理
 - イ 災害応急対策用木材の供給
- (9) 中国経済産業局
 - ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
 - イ 電気、ガスの供給の確保に必要な指導
 - ウ 被災地域において必要とされる災害対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導
 - エ 被災中小企業者の事業再建に必要な資金融資の円滑化等の措置
- (10) 中国四国産業保安監督部
 - ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
 - イ 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督、指導
 - ウ 鉱山における危害及び鉱害の防止及び鉱山施設の保安に関する監督、指導
- (11) 中国地方整備局
 - ア 直轄土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧
 - イ 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供
 - ウ 国土交通省所掌事務に関わる地方公共団体等への勧告、助言
 - エ 国土交通省所掌事務に関わる災害に関する情報の収集及び伝達
 - オ 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達
 - カ 災害時における交通確保
 - キ 海洋の汚染の防除

- ク 緊急を要すると認められる場合は、申し合わせに基づく適切な応急措置を実施
- (12) 中国運輸局
- ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
 - イ 運送等の安全確保に関する指導監督
 - ウ 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整
 - エ 緊急輸送に関する要請及び支援
- (13) 広島空港事務所
- ア 災害時における航空機による輸送の安全確保に必要な措置
 - イ 遭難航空機の捜索及び救難
 - ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底
- (14) 広島地方気象台
- ア 気象及び地震の観測並びにその成果の収集及び発表
 - イ 気象、地象（地震を除く。）及び水象の予報及び警報の発表
 - ウ 気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表
 - エ 緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。
- (15) 第六管区海上保安本部
- ア 情報の収集及び情報連絡
 - イ 警報等の伝達
 - ウ 海難救助等
 - エ 緊急輸送
 - オ 物資の無償貸付又は譲与
 - カ 関係機関及び地方公共団体の災害応急対策実施に対する支援
 - キ 流出油等の防除
 - ク 海上交通安全の確保
 - ケ 危険物の保安措置
 - コ 警戒区域の設定
 - サ 治安の維持
- (16) 中国四国地方環境事務所
- ア 産業廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達
 - イ 家庭動物の保護等に係る支援
 - ウ 災害時における環境省本省との連絡
- (17) 中国地方測量部
- ア 地理空間情報の活用に関すること
 - イ 防災関連情報の活用に関すること
 - ウ 地理情報システムの活用に関すること
 - エ 復旧測量等の実施に関すること

5 自衛隊

(1) 災害派遣の準備

- ア 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集
- イ 自衛隊災害派遣計画の作成

(2) 災害派遣の実施

- ア 人命及び財産の保護のため必要な救援活動の実施
- イ 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付又は譲与

6 指定公共機関

(1) 国立病院機構

災害時における医療、助産等救護活動の実施

(2) 日本郵便株式会社中国支社

- ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
- エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- オ 災害時における災害特別事務取扱い等の窓口業務の確保

(3) 日本銀行広島支店

- ア 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調整
- イ 決済資金の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
- ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置
- エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
- オ 各種措置に関する広報

(4) 日本赤十字社広島県支部

- ア 災害時における医療、助産等救護の実施
- イ 避難所奉仕及び義援金の募集、配分
- ウ 日赤関係医療施設の保全

(5) 日本放送協会広島放送局

- ア 気象等予警報及び被害状況等の報道
- イ 県民に対する防災知識の普及に関する報道
- ウ 被災者の安否情報、被災地域への生活情報の放送
- エ 放送施設の保守
- オ 義援金の募集、配分

(6) 西日本高速道路株式会社中国支社（千代田高速道路事務所）

- ア 管理道路の防災管理

- イ 被災道路の復旧
- (7) 本州四国連絡高速道路株式会社
 - ア 管理道路の防災管理
 - イ 被災道路の復旧
- (8) 西日本旅客鉄道株式会社
 - ア 鉄道施設の防災管理
 - イ 災害時における旅客の安全確保
 - ウ 災害時における鉄道車両等による救助物資、避難者等の緊急輸送の協力
 - エ 被災鉄道施設の復旧
- (9) 日本貨物鉄道株式会社
 - 災害時における救助物資の緊急輸送の協力
- (10) 西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）中国支店、エヌ・テイ・テイ・コミュニケーションズ株式会社（以下「NTTコム」という。）、株式会社エヌ・テイ・テイ・ドコモ中国支社（以下「NTTドコモ中国支社」という。）
 - ア 公衆電気通信設備の整備と防災管理
 - イ 災害非常通信の確保及び気象警報の伝達
 - ウ 被災公衆電気通信設備の復旧
 - エ 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「Web171」の提供
 - オ 「災害用伝言板サービス」の提供
- (11) 日本通運株式会社広島支店
 - 災害時における救援物資の緊急輸送の協力
- (12) 中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社
 - ア 電力施設の防災管理
 - イ 災害時における電力供給の確保
 - ウ 被災施設の応急対策及び応急復旧
- (13) KDDI株式会社中国総支社
 - ア 電気通信設備の整備及び防災管理
 - イ 電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施
 - ウ 被災電気通信設備の災害復旧
- (14) ソフトバンク株式会社
 - ア 電気通信設備の整備及び防災管理
 - イ 電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施
 - ウ 被災電気通信設備の災害復旧
- (15) 楽天モバイル株式会社
 - ア 電気通信設備の整備及び防災管理

- イ 電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施
- ウ 被災電気通信設備の災害復旧

7 指定地方公共機関

(1) ガス供給事業者

- ア ガス施設の防災管理
- イ 災害時におけるガスの供給の確保
- ウ 被災ガス施設の応急対策及び災害復旧

(2) 旅客、貨物運送業者

- ア 災害時における旅客の安全確保
- イ 災害時における救助物資、避難者の輸送の協力
- ウ 被災鉄軌道施設等の応急対策及び復旧

(3) 民間放送機関

- ア 気象等予警報及び被害状況等の報道
- イ 県民に対する防災知識の普及に関する報道
- ウ 被災者の安否情報、被災地域への生活情報の放送
- エ 放送施設の保守

(4) 一般社団法人広島県医師会

- ア 災害時における医療救護活動の実施

(5) 一般社団法人山県郡医師会

- ア 災害時における医療、助産等救護の実施
- イ 負傷者の収容並びに看護

(6) 広島県厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人恩賜財団広島県済生会 一般社団法人広島県医師会に準ずる。

8 防災上重要な施設の管理者

(1) 病院、劇場、旅館等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者

- ア 施設の防災管理
- イ 施設に出入りしている患者、観客、宿泊者その他不特定多数の者に対する避難の誘導等の安全対策の実施

(2) 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、各燃料物資等の製造、貯蔵、処理又は 取り扱いを行う施設の管理者

- ア 施設の防災管理
- イ 被災施設の応急対策
- ウ 施設周辺住民に対する安全対策の実施

(3) 社会福祉施設等の管理者

- ア 施設の防災管理
- イ 施設入所者に対する避難誘導等安全対策
- (4) その他防災上重要な施設の管理者
 - 前記(1)、(2)、(3)に準じた防災対策の実施

9 公共的団体

- (1) 山県郡医師会
 - ア 災害時における医療、助産等救護の実施
 - イ 負傷者の収容並びに看護
- (2) 山県郡歯科医師会
 - ア 災害時における医療等救護の実施
 - イ 負傷者の収容並びに看護
- (3) 山県郡薬剤師会
 - 医薬品等の備蓄及び調達体制の確立
- (4) 広島北部農業協同組合、広島市農業協同組合
 - ア 共同利用施設の被害応急対策及び災害復旧の実施
 - イ 農林水産関係の町、県の実施する被害調査、応急対策に対する協力
 - ウ 被災農林業者に対する融資及びそのあつ旋
 - エ 被災農林業者に対する生産資材の確保及びそのあつ旋
- (5) 安芸北森林組合、太田川森林組合、可愛川漁業協同組合、八幡川漁業協同組合
 - ア 災害応急対策及び災害復旧の実施
 - イ 農林水産関係の町、県の実施する被害調査、応急対策に対する協力
 - ウ 被災農林業者に対する生産資材の確保及びそのあつ旋
- (6) 北広島町商工会
 - ア 災害時における物価安定についての協力
 - イ 災害救助用及び復旧用物資の確保についての協力
- (7) 北広島町社会福祉協議会
 - ア 町、県の実施する応急対策、生活再建等に対する協力
 - イ 住民に対する災害応急対策等の周知徹底
 - ウ 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分
- (8) その他公共的活動を営む者、本町の災害対策への支援団体及び自主防災組織等
 - ア 各団体の業務に応じた防災上必要な活動
 - イ 本町の行う防災活動に対する協力

第5節 北広島町の地勢の概況

1 地 勢

本町は、広島県の北西部である芸北地域のほぼ中央部に位置し、北及び西は大佐山、天狗石山、阿佐山などの1,000m級の中国山地の稜線が連なり、それを境に島根県と接している。

こうした稜線を有する町の北西地域は、県境付近以外にも臥竜山などの1,000m級の山があり、集落地や農地は高原状の地形となっており、北東地域でも、北西地域よりも標高は低いものの、江の川やその支流沿いに平地部が広がり、寒曳山などの山々やそれから伸びる丘陵地とともに、高原状の地形を構成している。

これら高原状の地域の南には、江の川沿いにまとまった平地が盆地状にひろがるなだらかな丘陵地から主として構成される地域や山々に抱かれながら、高原や盆地、丘陵地、谷間などの多様な地形条件で構成される地域が広がっている。

また、水系は、江の川水系と太田川水系の2つの源流域に当たり、主として東側が江の川水系、西側が太田川水系となり、日本海と瀬戸内海につながっている。

2 地 質

本町の地質は、中生代白亜紀後期に火山から噴出されて急激にマグマが冷えて固まった火山岩の一種の流紋岩類とマグマがゆっくり冷えて固まった火成岩の一種の花崗岩類で構成されている。流紋岩は、鉱物結晶のきめが細かく、水がしみ込みにくく、浸食作用に耐える性状を有するが、町域の大部分を占めている花崗岩は、結晶粒子が大きくかつ鉱物結晶の熱膨張率が異なるため、粒子間の結合が弱まり、表面が風化しやすく非常にもろく崩れやすくなる。このようにして生じた砂の真砂土は、強い降雨により多量の砂が流れ出し土砂災害を起こしやすい特性を有している。

3 気 候

本町は豪雪地帯に属し、瀬戸内海の沿岸部に比べると冬季の気温が低く、夏季は比較的冷涼で寒暖の差が大きい中国山地内陸性の特性を有しており、また、地域により地形条件が異なることから、降雪量や降雨量の地域差が大きい。

第6節 既往地震の概要

1 発生地震による地震タイプの特徴

地震は、地球表層を形成するプレート境界あるいはプレート内の断層帯において、岩盤がずれ動く断層運動によって発生する。これを図示すると図-1のとおりである。

地震は発生メカニズムによって陸域の浅いところで発生する活断層型地震、プレートの沈み込みによるプレート間で発生する海溝型地震、沈み込むプレート内で発生するスラブ内地震などのタイプがある。いずれにせよ地震は繰り返すという特徴を有することから、歴史地震を把握することは重要である。

なお、広島県周辺で発生した過去の被害地震の震央位置と活断層位置を図-2に示す。

図-1

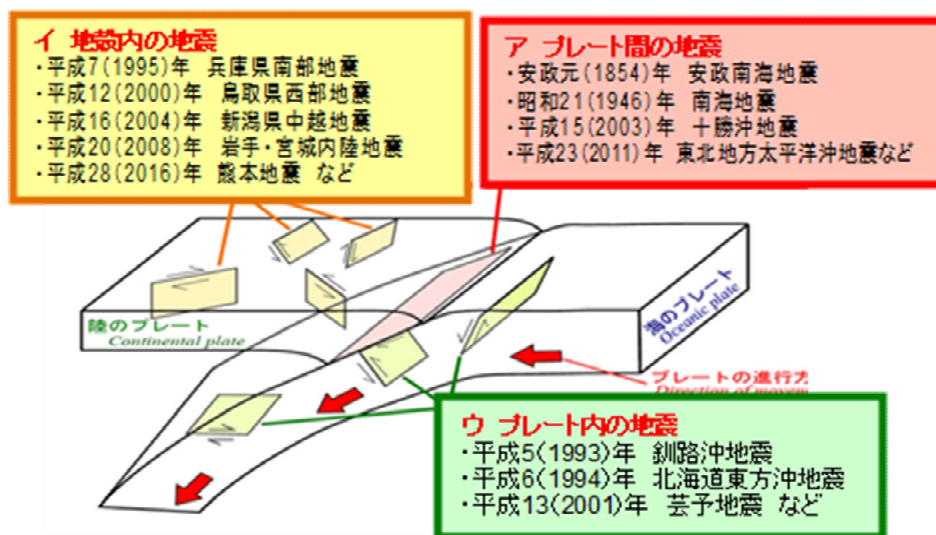
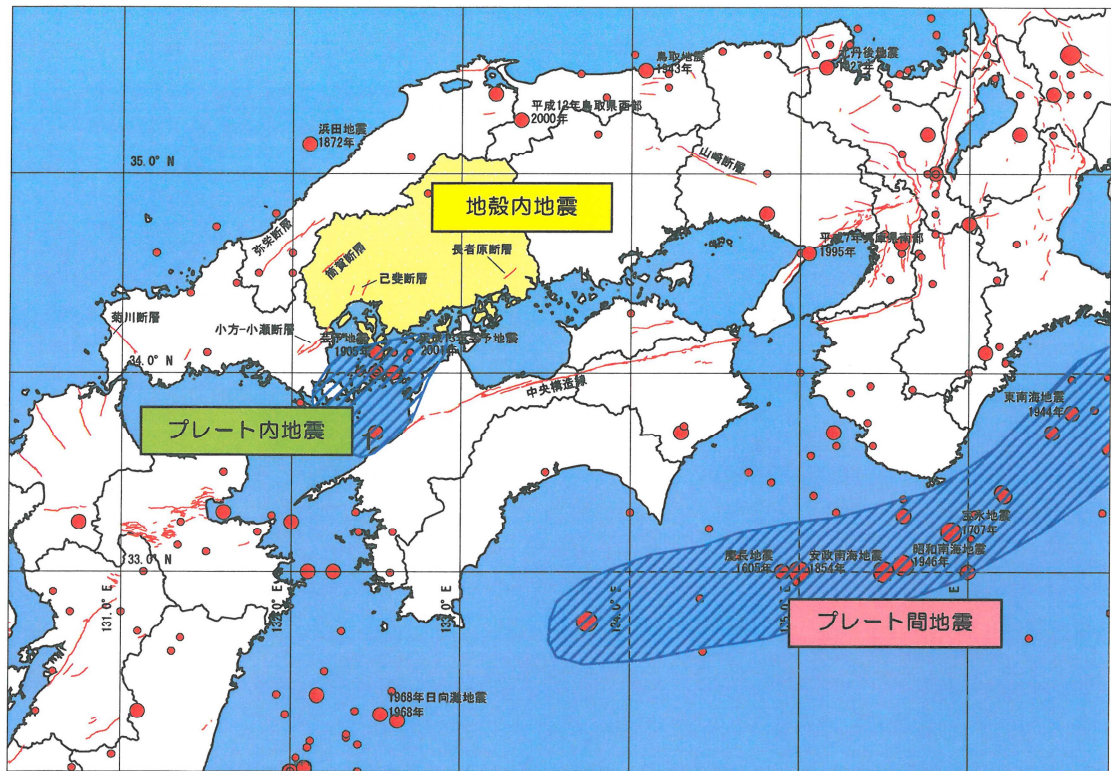


図-2 被害地震の震央位置と活断層位置



出典

- 1) 気象庁：「改訂 日本付近の主要地震の表(1926～1960)」
地震月報別冊No. 6, 1982
- 2) 地震学会：「地震」
- 3) 防災科学研究所：K-net
- 4) 宇佐美龍夫：「新編日本被害地震総覧」東京大学出版会
- 5) 中田高・今泉俊文 編, 2002, 「活断層詳細デジタルマップ」
東京大学出版会の「活断層シェイプファイル」を用いた。
(製品シリアル番号：DAFM1101)
- 6) 活断層研究会 (1991)：新編日本の活断層, 東京大学出版

震央位置

M6以上

- $M \geq 8.0$
- $7.0 \leq M < 8.0$
- $6.0 \leq M < 7.0$

2 広島県内に被害を及ぼした近年の歴史地震

広島県内に被害を及ぼした近年の歴史地震を表-1に示す。

なお、主な歴史地震を発生メカニズムによって分類すると表-2のとおりである。

■ 表－1 広島県に被害を及ぼした主な地震とその被害状況

発生年月日	地震名	マグニチュード	〔被害地域〕 又は震央地名	被害等の概要																																																								
慶安2年(1649年) 3月17日	芸予地震	7.0±1/4	〔安芸・伊予〕	広島にて侍屋敷等多数破損																																																								
貞享2年(1686年) 1月4日	芸予地震	7.0～7.4	〔安芸・伊予〕	死者2名、広島県中西部199ヶ村で被害																																																								
宝永4年(1707年) 10月28日	宝永地震	8.4	〔五畿七道〕	日本最大級の地震の一つ、全国広範囲で大被害、町・郡中で全壊家屋78棟、半壊68棟																																																								
享保18年(1733年) 9月18日		6.6	〔安芸〕	奥郡で被害あり																																																								
安政元年(1854年) 12月24日	安政南海地震	8.4	〔畿内、東海、北陸、南海、山陰、山陽〕	前日の安政東海地震とともに、全国広範囲で大被害、広島では屋根の揺れ幅が1.6～1.7尺(0.5m)であった、県内被害不明																																																								
安政元年(1854年) 12月26日	伊予西部	7.3～7.5	〔伊予西部〕	広島県内被害不明																																																								
安政4年(1857年) 10月12日	芸予地震	7.1/4±0.5	〔伊予・安芸〕	広島で家屋の破損、三原・呉で被害																																																								
安政5年(1859年) 1月5日		6.2±0.2	〔石見〕	広島、三原で灯笼等に被害、余震が約1ヶ月続く																																																								
明治5年(1872年) 3月14日	浜田地震	7.1±0.2	〔石見・出雲〕	中野村(北広島町土橋)で亀裂(延長500m)を生じ、家土蔵半壊15棟、橋梁落下2ヶ所を生じた、県内各地で小被害、家屋倒壊もあった、余震が半年余り続く																																																								
明治38年(1905年) 6月2日	芸予地震	7.1/4	安芸灘	沿岸部、特に広島、呉、江田島、宇品で揺れが強かった、死者11名 被害総括 <table border="1"> <thead> <tr> <th>郡市</th> <th>死</th> <th>傷</th> <th>全潰</th> <th>半潰</th> <th>破損</th> <th>煙突損壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広島市</td> <td>4</td> <td>70</td> <td>36</td> <td>20</td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>呉市</td> <td>6</td> <td>86</td> <td>5 (51)</td> <td>25 (57)</td> <td>(5,957)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安芸郡</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>賀茂郡</td> <td></td> <td>2</td> <td>5</td> <td></td> <td>14</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>佐伯郡</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>安佐郡</td> <td></td> <td>1</td> <td>7</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>11</td> <td>160</td> <td>56</td> <td>47</td> <td>40</td> <td>26</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典:地震予防調査会報告、1905、No.53 ()内は中央気象台の記録</p>	郡市	死	傷	全潰	半潰	破損	煙突損壊	広島市	4	70	36	20	25	25	呉市	6	86	5 (51)	25 (57)	(5,957)		安芸郡	1	1	1	1			賀茂郡		2	5		14	1	佐伯郡			2	1			安佐郡		1	7		1		計	11	160	56	47	40	26
郡市	死	傷	全潰	半潰	破損	煙突損壊																																																						
広島市	4	70	36	20	25	25																																																						
呉市	6	86	5 (51)	25 (57)	(5,957)																																																							
安芸郡	1	1	1	1																																																								
賀茂郡		2	5		14	1																																																						
佐伯郡			2	1																																																								
安佐郡		1	7		1																																																							
計	11	160	56	47	40	26																																																						
大正8年(1919年) 11月1日		5.8	広島県三次付近	県北部で被害、井戸水の増減有																																																								
昭和5年(1930年) 12月20日		6.1	広島県三次付近	県北部で被害																																																								
昭和21年(1946年) 12月21日	南海地震	8.0	南海道沖	全国広範囲で大被害、県内で負傷3名、住家全壊19棟、半壊42棟、非住家全壊30棟、半壊32棟、道路損壊2ヶ所																																																								
昭和24年(1949年) 7月12日	安芸灘	6.2	安芸灘	呉で死者2名、道路の亀裂多く、水道管の破裂、山林の一部崩壊などの被害があった																																																								
昭和45年(1970年) 3月13日		4.6	広島県北部	4月末まで地震が頻発、落石が多く、農家の納屋の屋根等が破損																																																								

昭和45年(1970年) 9月29日		4.9	広島県南東部	久井町で用水路が破損し、水田が冠水
昭和53年(1978年) 6月4日		6.1	島根県中部	県北部で小被害
平成7年(1995年) 1月17日	兵庫県南部 地震・阪神 淡路大震災	7.3	淡路島	福山市の一部で水道管の一部が破損
平成9年(1997年) 6月25日		6.6	山口県北部	口和町で民家の屋根瓦落下、広島市安佐北区可部町で落石により列車脱線(負傷者なし)
平成11年(1999年) 7月16日	広島県南東 部	4.5	広島県南東部	広島市中区在住の男性(87才)が地震発生に驚き転倒、腰部を打撲、震度4、物的被害なし
平成12年(2000年) 10月6日	鳥取県西部 地震	7.3	鳥取県西部	震源近傍では震度6弱～6強、広島県内では震度4、広島市、江田島町で軽傷者3名、ガラス窓の破損、壁の亀裂、屋根瓦の落下等多数
平成13年(2001年) 3月24日	芸予地震	6.7	安芸灘	県内で震度6弱、呉市で死者1名、呉市、広島市等県南部を中心に被害大、重軽傷者193名、住家全壊65棟、半壊688棟、一部損壊36,545棟[北広島町:震度5強、家屋の一部損壊39棟の被害が発生]
平成18年(2006年) 6月12日	伊予灘	4.7	大分県西部	負傷者4名(重症1名、軽傷3名)、住家一部損壊2棟
平成23年(2011年) 11月21日	広島県北部	5.4		負傷者2名(震度5弱) [広島県調べ]
平成26年(2014年) 3月14日	伊予灘	6.2		負傷者1名(震度5弱)、住家一部損壊32棟、非住家6棟

【出典】※広島県調べ、内閣府(2003)以外は、宇佐美龍夫(1987)から抜粋
(内閣府(2003):平成12年(2000)鳥取県西部地震について)
なお、昭和以降は、人的被害の記録が残っている地震を掲載している。

■ 表-2 発生メカニズムによる地震の分類

地震のタイプ	広島県に被害を及ぼした主な地震	地震の発生周期
『プレート内(スラブ内)地震』 沈み込んだフィリピン海プレート内 の地震 (やや深い地震)	平成13年(2001年)芸予地震 昭和24年(1949年)安芸灘 明治38年(1905年)芸予地震 慶安2年(1649年)安芸灘・伊予灘 貞享2年(1686年)安芸灘・伊予灘 安政4年(1857年)安芸灘・伊予灘	約50～100年 間隔で発生
『プレート間(海溝型)地震』 フィリピン海プレートの沈み込み によるプレート間地震	昭和21年(1946年)南海地震 安政1年(1854年)安政南海地震 宝永4年(1707年)宝永地震	約100～150年 間隔で発生
『地殻内(活断層型)地震』 陸域の浅い地震 (深さ20km以浅)	平成12年(2000年)鳥取県西部地震 平成7年(1995年)兵庫県南部地震 明治5年(1872年)浜田地震	千年～数万年 間隔で発生

3 広島県周辺における既往地震・津波

南海トラフでは津波を伴った地震が1605年慶長地震をはじめ、1707年宝永地震、1854年安政地震、1946年南海道地震等100～150年の間隔で繰り返し起こり、西日本はその都度大きな地震・津波災害に見舞われてきた。特に、太平洋に面している和歌山、大阪、徳島、高知県沿岸で甚大な津波被害を受けたことはよく知られており、日本有

数の津波常襲地帯に数えられている。

広島県はこの津波常襲地帯に隣接しているが、過去の古文書において県内に津波による被害はほとんど報告されていない。

近年では、平成22年（2010年）2月に発生したチリ中部沿岸を震源とする地震により、呉で0.1m、平成23年（2011年）3月に発生した東北地方太平洋沖地震により、広島・呉で0.3mの津波高を観測している。

第7節 被害想定

1 地震被害想定調査

(1) 想定地震

広島県では、東日本大震災（平成23年3月）を踏まえた最新の科学的知見に基づき、地震被害想定の見直しを行った。

地震対策において、被害想定を行うべき地震として、既に明らかとなっている断層等を震源とする地震及びどこでも起こりうる直下の地震を選定した。

その他山陰地方の地震や県北部の局地的な地震等、本調査の想定地震以外の地震も発生しており、これらについても注意が必要である。

ア 既に明らかとなっている断層等を震源とする地震

過去の被害地震や活断層調査結果を踏まえ、次の①、②、③を基準とし、「既に明らかとなっている断層等を震源とする地震」を11ケース選定した。

- ①歴史的に繰り返し発生し、将来発生する可能性が高い地震
- ②地震調査研究推進本部が長期評価を行っている「主要活断層帯」による地震
- ③地震規模及び本町と震源との距離から、発生した際に本町に及ぼす被害が甚大となる可能性が高い地震

イ どこでも起こりうる直下の地震

選定した既に明らかとなっている断層等を震源とする地震により、地震被害想定を行う場合、震源から離れた自治体では、比較的軽微な被害にしかならないことがある。

しかしながら、平成12年（2000年）鳥取県西部地震のように、活断層が確認されていない地域においても地震は発生しており、今後、どの地域においても直下の地震が発生する可能性は否定できない。このため、前回調査と同様に、既に明らかとなっている断層等を震源とする地震の影響が小さい地域において防災対策を行う上での基礎資料として役立てることを目的として、本町役場本庁舎の所在地を震源位置に仮定した「どこでも起こりうる直下の地震」を選定した。

【参 考】

■ 選定した想定地震

想定地震	選定基準*			想定対象		参 考
	①	②	③	地震	津波	広島県に被害を及ぼした主な地震
1 プレート間の地震 南海トラフ巨大地震						昭和21年(1946年)南海地震 安政元年(1854年)安政南海地震 宝永4年(1707年)宝永地震
1) 南海トラフ巨大地震	○	○	○	○	○	
2 プレート内の地震 日向灘及び南西諸島海溝周辺						平成13年(2001年)芸予地震 昭和24年(1949年)安芸灘地震 明治38年(1905年)芸予地震 安政4年(1857年)芸予地震
2) 安芸灘～伊予灘～豊後水道	○	○	○	○	○	

3 地殻内の地震 中央構造線断層帯									平成12年(2000年)鳥取県西部地震 明治5年(1872年)浜田地震
3) 讃岐山脈南縁-石鎚山脈北縁東部		○	○	○	○				
4) 石鎚山脈北縁		○	○	○	—				
5) 石鎚山脈北縁西部-伊予灘		○	○	○	○				
五日市断層帯									
6) 五日市断層		○	○	○					
7) 己斐-広島西縁断層帯		○	○	○					
岩国断層帯									
8) 岩国断層帯		○	○	○	—				
安芸灘断層群									
9) 主部		○	○	○	○				
10) 広島湾-岩国沖断層帯		○	○	○	○				
長者ヶ原断層帯									
11) 長者ヶ原断層-芳井断層		—	—	○	○	—			
どこでも起こりうる直下地震									
北広島町役場本庁直下に震源を配置		—	—	○	○	—			

※選定基準

- ①歴史的に繰り返し発生し、将来発生する可能性が高い地震
- ②地震調査研究推進本部が長期評価を行っている「主要活断層帯」による地震
- ③震規模及び本件と震源との距離から、発生した際に本県に及ぼす被害が甚大となる可能性が高い地震

■ 想定地震の諸元

地震名	地震タイプ	端部の位置 経度、緯度	一般走向	傾斜	長さ	幅	上端 深さ	マグニチュード※1	今後30年以内 の発生確率
南海トラフ巨大地震	プレート間	—、—、—	—	—	—	—	—	9.0	—
安芸灘～伊予灘～豊後水道	プレート間	—、—、—	—	—	—	—	—	6.7～ 7.4	40%
讃岐山脈南縁 —石鎚山脈北縁東部	地殻内	東端34° 10′、 134° 39′	N70° E	北傾斜 30-40°	約130 km	20-3 0km	0km	8.0～	0～0.3%
石鎚山脈北縁※2	地殻内	東端33° 58′、 133° 25′	N70° E	高角度	約30 km	不明	0km	7.3～ 8.0	0～0.3%
石鎚山脈北縁西部-伊予灘	地殻内	東端33° 56′、 133° 14′	N70° E	高角度 北傾斜	約130 km	不明	0km	8.0～	0～0.3%
五日市断層	地殻内	北端34° 29′、 132° 23′	N20° E	高角 西傾斜	約20 km	約25 km	0km	7.0	不明
己斐-広島西縁断層帯 【M6.5】※3	地殻内	北端34° 27′、 132° 27′	N20° E	ほぼ直角	約10 km	不明	0km	6.5	不明
岩国断層帯	地殻内	北東端34° 15′、 132° 13′	N60° E	高角 北西傾斜	約44 km	20km 程度	0km	7.6	0.03～2%
安芸灘断層群(主部)	地殻内	北東端34° 07′、 132° 13′	N50° E	不明	約21 km	不明	0km	7.0	0.1～10%
安芸灘断層群(広島湾 -岩国沖断層帯)	地殻内	北東端34° 19′、 132° 24′	N30° E	不明	約37 km	不明	0km	7.4	不明
長者ヶ原断層-芳井断層	地殻内	東端34° 40′、 133° 29′	N43° E	北傾斜 80°	約37 km	—	—	7.4	—
どこでも起こりうる直下地震	地殻内	町役場位置に断層の 中心	N45° E	—	—	—	—	6.9	—

注：表中の数値等は、内閣府の「南海トラフ巨大地震モデル検討会」、地震調査研究推進本部の各断層等の「長期評価」による

※1：気象庁マグニチュード。ただし、南海トラフ巨大地震のみモーメントマグニチュード

※2：端部の位置、長さは岡村断層部分

※3：己斐-広島西縁断層帯 (M6.9) は参考として震源を仮定しているため諸元は省略

※4：長者ヶ原断層-芳井断層は、本調査による結果を表示

※5：どこでも起こりうる直下地震は、震源を仮定しているため諸元は省略

【出典】

内閣府 (2012)：南海トラフ巨大地震モデル検討会資料

地震調査研究推進本部 (2009)：全国地震動予測値図

地震調査研究推進本部（2010）：全国地震動予測値図
 地震調査研究推進本部（2011）：中央構造線（金剛山地東縁-伊予灘）の長期評価（一部改訂）について
 地震調査研究推進本部（2004）：五日市断層帯の長期評価について
 地震調査研究推進本部（2004）：日向灘及び南西諸島海溝周辺の地震活動の長期評価について
 地震調査研究推進本部（2004）：岩国断層帯の長期評価について
 地震調査研究推進本部（2009）：安芸灘断層群の長期評価について

（2）地震動予測

想定地震ごとに様々なケースの地震動等の予測を行い、被害が最大となるケースで被害想定を行った。

南海トラフ巨大地震の地震動等については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が示した「基本ケース」、「陸側ケース」、「東側ケース」、「西側ケース」の4つの強震断層モデルと、これを補完するための「経験的手法」及びこれらの震度の最大値の「重ね合わせ」の内、「重ね合わせ」を除き、広島県の人的被害に直結する揺れによる建物全壊棟数が最も多い想定結果となった「陸側ケース」を用いて被害想定を行った。

なお、揺れによる全壊棟数が同数の場合は、液状化による建物全壊棟数が多くなるケースを用いて被害想定を行った。

南海トラフ巨大地震以外の地震では、想定断層の両端に破壊開始点を設定した2ケースの強震断層モデルの内、揺れによる建物全壊棟数が多くなるケースを用いて被害想定を行った。

また、活断層が確認されていない地域においても発生しうる地震として、本町役場本庁舎の所在地を震源位置に仮定した被害想定を行った。

■ 南海トラフ巨大地震による被害想定実施ケースの組み合わせ

	基本ケース	東側ケース	西側ケース	陸側ケース	経験的ケース	重ね合わせ
広島県	—	—	—	○	—	—
北広島町	—	—	—	○	—	—

※基本ケース：基本となるケース

※東側ケース：強震動生成域をやや東側の場所に設定

※西側ケース：強震動生成域をやや西側の場所に設定

※陸側ケース：強震動生成域を可能性がある範囲で最も陸側に設定

※経験的手法：震源からの距離に従い自身の揺れの強さがどの程度減衰するかを示す経験的な式を用いて震度を簡便に推定

※重ね合わせ：上記4ケースと経験的手法による震度の各地点における最大値

（3）想定シーン

人々の行動や火気器具の使用状況は、季節・時刻によって変化する。ことため、地震が発生する季節や時刻に応じて、人的被害や火災による被害の様相が異なる特徴的な次の3シーンを想定した。

なお、火災による建物被害や人的被害は、風速によって被害想定結果が異なるため、広島県の過去の風速を参考に、夏冬の平均的な風速及び平均的な一日の最大風

速※で被害想定を行った。

※平均的な一日の最大風速：日最大風速の平均に標準偏差 σ を加えたもの（ 2σ を加えることで正規分布の95.45%値となる）

■ 想定シーン想定される被害の特徴

想定シーン	想定される被害の特徴
冬 深夜 平均：風速8 m/s 最大：風速11m/s	<ul style="list-style-type: none"> ・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることもある。 ・オフィスや繁華街の滞留者や鉄道・道路の利用者が少ない。
夏 正午 平均：風速7 m/s 最大：風速11m/s	<ul style="list-style-type: none"> ・オフィスや繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するケースが多い。 ・木造建物内滞留人口は、一日の中で最も少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者は冬の深夜と比べて少ない。 ・海水浴客をはじめとする観光客の多くが沿岸部等にいる。
冬 18時 平均：風速8 m/s 最大：風速11m/s	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。 ・鉄道、道路はほぼ帰宅ラッシュ時に近い状態であり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

(4) 被害想定項目と想定単位

各地震における被害想定項目と想定単位は以下のとおりとした。

■被害想定項目（定量評価）

	想定項目	想定する値・被害量	想定単位
自然現象	地震動	震度、最大速度、最大加速度、SI 値	250mメッシュごと
	液状化	PL 値、沈下量	250mメッシュごと
	土砂災害	危険度ランク	危険箇所ごと
建物被害等	揺れ	全壊・半壊棟数	250mメッシュごと
	液状化	全壊・半壊棟数	250mメッシュごと
	土砂災害	全壊・半壊棟数	250mメッシュごと
	地震火災 *	焼失棟数	250mメッシュごと
	屋外転倒物・屋外落下物	飛散物、非飛散物	250mメッシュごと
人的被害	建物倒壊 *	死者数、負傷者数、重傷者数、軽傷者数	市町ごと
	土砂災害 *	死者数、負傷者数、重傷者数、軽傷者数	市町ごと
	地震火災 *	死者数、負傷者数、重傷者数、軽傷者数	市町ごと
	ブロック塀等・自動販売機の転倒、屋外落下物 *	死者数、負傷者数、重傷者数、軽傷者数	市町ごと
	屋内収容物移動・転倒、屋内落下物 *	死者数、負傷者数、重傷者数、軽傷者数	市町ごと
	揺れによる建物被害に伴う要救助者(自力脱出困難者) *	自力脱出困難者数	市町ごと
ライフライン	上水道	被害箇所数、断水人口	250mメッシュごと
	下水道	管渠被害延長、機能支障人口	250mメッシュごと
	電力 *	電柱被害本数、停電軒数	250mメッシュごと
	通信 *	電柱被害本数、固定電話の不通回線数、携帯電話の不通ランク	250mメッシュごと
	ガス	供給停止戸数	250mメッシュごと
交通施設	道路	被害箇所数	直轄国道、その他

生活への影響	避難者	*	避難者数(避難所、避難所外)	市町ごと
	帰宅困難者	*	帰宅困難者数、滞留者数	市町ごと
	物資不足量	*	食料、飲料水、毛布、仮設トイレの不足量	市町ごと
	医療機能支障	*	要転院患者数、医療需要過不足数	二次医療圏ごと
災害廃棄物等	災害廃棄物	*	災害廃棄物発生量	市町ごと
その他の被害	エレベータ内閉じ込め		エレベータ停止台数・閉込め者数	市町ごと
	道路閉塞		幅員13m以下道路リンク閉塞率	250mメッシュごと
	災害時要援護者		災害時要援護者数(避難所)	市町ごと
	危険物施設		被害箇所数	市町ごと
	文化財	*	被害件数	文化財ごと
	孤立集落		孤立集落数	孤立集落ごと
	ため池の決壊		危険度ランク	ため池ごと
	重要施設	*	災害対策拠点施設、避難拠点施設、医療拠点施設の機能支障の程度	重要施設ごと
経済被害	直接被害	*	被害額	市町ごと
	間接被害	*	被害額	県域

※：条件による被害量が異なる想定項目

2 被害想定結果

(1) 地震動等の予測

ア 地震動

想定地震の規模、震源からの距離、地盤条件等をもとに、250mメッシュ毎の震度分布を想定した。各想定地震における県全面積に対する進捗別の面積割合を次表に示した。

南海トラフ巨大地震については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が示した「基本ケース」、「陸側ケース」、「東側ケース」、「西側ケース」の4つの強震断層モデルと、これを補完するための「経験的手法」及びこれらの震度の最大値の「重ね合わせ」の地震動の予測を行い、これらの中から最も震度が大きくなる「陸側ケース」について記した。

■ 震度別の面積割合（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震）

想定地震		マグニチュード	震度 面積割合(%)					
			4以下	5弱	5強	6弱	6強	7
南海トラフ巨大地震	基本ケース	9.0	75.6	18.8	5.5	0.0	0.0	0.0
	陸側ケース		5.9	46.0	38.3	9.0	0.8	0.0
	東側ケース		63.8	29.6	6.4	0.2	0.0	0.0
	西側ケース		64.7	27.7	7.4	0.2	0.0	0.0
	経験的手法※1		16.5	51.4	24.7	7.4	0.0	0.0
	重ね合わせ※2		5.9	44.8	38.9	9.5	0.8	0.0
安芸灘～伊予灘～豊後水道	南から破壊	7.4	31.8	39.2	20.6	8.0	0.4	0.0
	北から破壊		19.8	44.6	24.3	10.6	0.7	0.0
讃岐山脈南縁-石鎚山脈北縁東部	東から破壊	8.0	94.1	3.7	1.8	0.4	0.0	0.0
	西から破壊		82.9	10.3	4.5	2.1	0.2	0.0
石鎚山脈北縁	東から破壊	8.0	92.0	6.0	2.0	0.0	0.0	0.0
	西から破壊		92.9	5.8	1.3	0.0	0.0	0.0
石鎚山脈北縁西部-伊予灘	東から破壊	8.0	83.9	12.0	4.1	0.1	0.0	0.0
	西から破壊		94.1	5.6	0.4	0.0	0.0	0.0

五日市断層	南から破壊	7.0	77.4	14.3	6.6	1.7	0.0	0.0
	北から破壊		76.3	15.2	6.4	2.0	0.1	0.0
己斐－広島西縁断層帯(M6.5)	南から破壊	6.5	84.9	9.8	3.6	1.6	0.1	0.0
	北から破壊		84.9	10.0	3.5	1.5	0.1	0.0
岩国断層帯南	東から破壊	7.6	85.6	10.2	3.4	0.8	0.1	0.0
	西から破壊		90.4	7.4	2.0	0.2	0.0	0.0
安芸灘断層群(主部)	南から破壊	7.0	93.1	4.6	2.1	0.1	0.0	0.0
	北から破壊		92.3	5.3	2.2	0.2	0.0	0.0
安芸灘断層群(広島湾 －岩国沖断層帯)	南から破壊	7.4	79.8	12.6	6.0	1.5	0.0	0.0
	北から破壊		75.4	14.1	7.4	2.9	0.2	0.0
長者ヶ原断層－芳井断層	東から破壊	7.4	71.8	13.2	8.7	3.8	2.4	0.0
	西から破壊		69.2	14.2	9.0	4.9	2.7	0.0
(参考)己斐－広島西縁断層帯(M6.9)	南から破壊	6.9	76.3	14.7	6.2	2.5	0.3	0.0
	北から破壊		75.6	15.4	6.3	2.4	0.3	0.0

※1：震源からの距離に従い、自身の揺れがどの程度減衰するかを示す経験的な式を用いて、震度を簡便に推定する手法で震度を表示したケース

※2：基本、陸側、東側、西側、経験的手法の5ケースを重ね合わせて最大となる震度を表示したケース

■ 震度別の面積割合（どこでも起こりうる直下の地震）

想定地震	震度 面積割合 (%)					
	4以下	5弱	5強	6弱	6強	7
北広島町直下	76.4	14.3	7.4	1.7	0.2	0.0

※：数値は、全県の集計を示す。

イ 液状化

震度分布と土質状況をもとに、250mメッシュ毎の液状化の危険度を示すP L値分布を想定した。

各想定地震における県全面積に対する危険度判定基準別の面積割合を下表に示した。このとき液状化の危険度の判定は、液状化可能性のある震度5弱以上の範囲で行った。

南海トラフ巨大地震については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が示した「基本ケース」、「陸側ケース」、「東側ケース」、「西側ケース」の4つの強震断層モデルと、これを補完するための「経験的手法」及びこれらの震度の最大値の「重ね合わせ」のP L値分布の想定を行い、これらの中から最もP L値が大きくなる「陸側ケース」について記した。

南海トラフ巨大地震以外の地震では、想定断層の両端に破壊開始点を設定した2ケースの地震動のP L値分布の想定を行い、このうちP L値が大きくなるケースについて記した。

P L値による液状化危険度判定基準は次のとおりである。

■ 液状化危険度

液状化危険度	PL値
液状化危険度が極めて高い（以下「極めて高い」）	$30 < PL$
液状化危険度がかなり高い（以下「かなり高い」）	$15 < PL \leq 30$
液状化危険度が高い（以下「高い」）	$5 < PL \leq 15$
液状化危険度が低い（以下「低い」）	$0 < PL \leq 5$
液状化危険度がかなり低い（以下「かなり低い」）	$PL = 0$

■ 液状化危険度別の面積割合（PL値）（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震）

想定地震		マグニチュード	液状化危険度 面積割合(%)					
			対象外	かなり低い	低い	高い	かなり高い	極めて高い
				PL=0	$0 < PL \leq 5$	$5 < PL \leq 15$	$15 < PL \leq 30$	$30 < PL$
南海トラフ巨大地震	基本ケース	9.0	75.6	4.9	13.9	4.4	1.1	0.1
	陸側ケース		5.9	60.6	21.8	6.7	3.4	1.6
	東側ケース		63.8	12.3	18.0	4.5	1.2	0.2
	西側ケース		64.7	12.8	15.8	4.5	2.0	0.2
	経験的手法※1		16.5	50.3	23.9	4.5	4.0	0.8
	重ね合わせ※2		5.9	60.6	21.8	6.6	3.5	1.6
安芸灘～伊予灘 ～豊後水道	南から破壊	7.4	31.8	38.4	10.4	13.4	3.5	2.5
	北から破壊		19.8	48.1	11.5	14.5	3.6	2.5
讃岐山脈南縁 -石鎚山脈北縁東部	東から破壊	8.0	94.1	1.2	2.2	2.0	0.5	0.0
	西から破壊		82.9	5.5	7.1	3.1	1.4	0.1
石鎚山脈北縁	東から破壊	8.0	92.0	2.1	3.5	2.3	0.1	0.0
	西から破壊		92.9	1.5	3.6	1.9	0.1	0.0
石鎚山脈北縁西部 -伊予灘	東から破壊	8.0	83.9	6.0	6.7	3.1	0.4	0.0
	西から破壊		94.1	0.9	4.1	0.9	0.1	0.0
五日市断層	南から破壊	7.0	77.4	11.6	5.6	3.7	0.7	1.0
	北から破壊		76.3	12.4	5.7	3.8	0.7	1.0
己斐-広島西縁断層帯 (M6.5)	南から破壊	6.5	84.9	6.0	4.4	3.3	0.3	1.1
	北から破壊		84.9	5.8	4.8	3.1	0.3	1.1
岩国断層帯南	東から破壊	7.6	85.6	7.7	3.7	1.9	1.0	0.2
	西から破壊		90.4	4.3	2.6	2.0	0.6	0.1
安芸灘断層群(主部)	南から破壊	7.0	93.1	2.2	1.6	1.8	1.2	0.0
	北から破壊		92.3	2.6	1.9	2.0	1.0	0.1
安芸灘断層群(広島湾 -岩国沖断層帯)	南から破壊	7.4	79.8	9.8	5.7	2.1	1.6	1.0
	北から破壊		75.4	13.1	6.4	2.4	1.5	1.2
長者ヶ原断層 -芳井断層	東から破壊	7.4	71.8	13.6	8.0	4.7	1.8	0.2
	西から破壊		69.2	15.0	8.6	5.2	1.7	0.3
(参考) 己斐-広島西縁 断層帯(M6.9)	南から破壊	6.9	76.3	11.3	6.3	4.4	0.5	1.2
	北から破壊		75.6	11.9	6.5	4.2	0.6	1.2

注：震度5弱以上の地域を危険度判定の対象としている。

※1：震源からの距離に従い、地震の揺れがどの程度減衰するかを示す経験的な式を見越しいし震度を簡便に推定する手法で震度を表示したケース

※2：基本、陸側、東側、西側、経験的手法の5ケースを重ね合わせて最大となる震度を表示したケース

■ 液状化危険度の面積割合（どこでも起こりうる直下の地震）

想定地震	液状化危険度 面積割合（％）					
	対象外	かなり低い PL=0	低い 0<PL≤5	高い 5<PL≤15	かなり高い 15<PL≤30	極めて高い 30<PL
北広島町直下	76.4	12.5	6.5	4.3	0.3	0.0

※：震度5弱以上を対象としている。

※：数値は、全県の集計を示す。

(2) 想定される被害の特徴（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震）

ア 南海トラフ巨大地震（陸側ケース）

県内の地盤が弱く6強以上となる地域の割合は0.8%であり、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は9.8%である。さらに県南部の大半の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の発生によって沿岸部の低地では、浸水深1cm以上の浸水がある面積が12,474haあり、その内、浸水深30cmを超える地域の割合が約86%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により69,210棟の建物が全壊し、死者は冬の深夜が最大となり14,759人で、その約9割が津波によるものである。避難を必要とする人は、約59万人となる。ライフライン被害、経済被害等については、他の想定地震と比較しても圧倒的に被害量が大きく、地震発生直後においては、断水人口が1,069,382人、停電が119,836軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約8.9兆円となる。

イ 安芸灘～伊予灘～豊後水道（北から破壊）

県内の地盤が弱く6強以上となる地域の割合は0.7%、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は、11.3%と今回の想定地震中最大となり、県南部の大半の地域が震度5強以上の揺れとなる。また、津波の発生によって、浸水深1cm以上の浸水がある面積が7,921ha（その内、浸水深30cmを超える地域の割合が約85%）と南海トラフ巨大地震に次いで広い範囲が浸水する。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により29,012棟の建物が全壊し、死者は冬の深夜で最大11,206人となるが、その約9割が津波によるものである。避難を必要とする人は、約40万人となる。地震発生直後においては、断水人口が342,755人、停電が132,193軒に及ぶ。経済被害は、直接被害だけで約5.9兆円となる。

ウ 讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部（西から破壊）

県内の地盤が弱く6強以上となる地域の割合は0.2%であり、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は2.3%である。さらに県南部の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の発生によって、沿岸部の低地では、浸水深1cm以上の浸水がある面積が6,520haあり、その内、浸水深30cmを超える地域の割合が約85%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により7,689棟の建物が全壊し、死者は夏の12時が最大となり2,084人で、その約9割が津波によるものである。避難を必要とする人は約29万人となる。地震発生直後においては、断水人口が

52,139人、停電が53,103軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約2.1兆円となる。

エ 石鎚山脈北縁（西から破壊）

県内の南部の地域が震度5強以上の強い揺れとなるが、6弱以上となる地域は発生しない。また、津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により1,693棟の建物が全壊し、死者は0人、負傷者が36人発生し、避難を必要とする人は約0.4万人となる。地震発生直後においては、断水人口が3人、停電が255軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約0.5兆円となる。

オ 石鎚山脈北縁西部－伊予灘（東から破壊）

県内の6強以上となる地域は存在しないが、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は0.1%である。さらに県南部の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の発生によって、沿岸部の低地では、浸水深1cm以上の浸水がある面積が6,032haあり、その内、浸水深30cmを超える地域の割合が約85%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により3,002棟の建物が全壊し、死者は冬の深夜が最大となり192人で、そのほとんどが津波によるものである。避難を必要とする人は約28万人となる。地震発生直後においては、断水人口が750人、停電が45,683軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約1兆円となる。

カ 五日市断層（北から破壊）

県内の地盤が弱く6強以上となる地域の割合は0.1%であり、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は2.1%である。さらに県南部の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により6,820棟の建物が全壊し、死者が179人、負傷者が4,552人発生し、避難を必要とする人が約3万人となる。地震発生直後においては、断水人口が2,304人、停電が26,680軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約1.9兆円となる。

キ 己斐－広島西縁断層帯（M6.5）（北から破壊）

県内の地盤が弱く6強以上となる地域の割合は0.1%であり、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は1.6%である。さらに県南部の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により7,612棟の建物が全壊し、死者が249人、負傷者が5,302人発生し、避難を必要とする人は約3万人となる。地震発生直後においては、断水人口が3,681人、停電が31,859軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約1.9兆円となる。

ク 岩国断層帯（東から破壊）

県内の地盤が弱く6強以上となる地域の割合は0.1%であり、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は0.9%である。さらに県南部の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により4,498棟の建物が全壊し、死者が72人、負傷者が1,073人発生し、避難を必要とする人は約1万人となる。地震発生直後においては、断水人口が22,020人、停電

が2,761軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約1.0兆円となる。

ケ 安芸灘断層群（主部）（北から破壊）

県内の6強以上となる地域は存在しないが、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は0.2%である。さらに県南部の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の発生によって沿岸部の低地では、浸水深1cm以上の浸水がある面積が5,382haあり、その内、浸水深30cmを超える地域の割合が約89%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により2,987棟の建物が全壊し、死者は夏の正午が最大となり45人で、そのほとんどが津波によるものである。避難を必要とする人は約25万人となる。地震発生直後においては、断水人口が556人、停電が39,865軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約0.8兆円となる。

コ 安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）（北から破壊）

県内の地盤が弱く6強以上となる地域の割合は0.2%であり、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は3.1%である。さらに県南部の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の発生によって、沿岸部の低地では、浸水深1cm以上の浸水がある面積が5,844haあり、その内、浸水深30cmを超える地域の割合が約88%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により8,335棟の建物が全壊し、死者は冬の深夜が最大となり3,495人で、その9割が津波によるものである。避難を必要とする人が約28万人となる。地震発生直後においては、断水人口が50,465人、停電が69,582軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約2.4兆円となる。

サ 長者ヶ原断層－芳井断層（西から破壊）

県内の地盤が弱く6強以上となる地域の割合は2.7%であり、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は7.6%である。さらに県南部の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により46,629棟の建物が全壊し、死者が2,840人、負傷者が22,170人発生し、避難を必要とする人が約12万人となる。地震発生直後においては、断水人口が553,671人、停電が44,585軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約3.9兆円となる。

シ（参考）己斐－広島西縁断層帯（M6.9）（南から破壊）

県内の地盤が弱く6強以上となる地域の割合は0.32%であり、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は2.8%である。さらに県南部の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により約12,603棟の建物が全壊し、死者が539人、負傷者が9,131人発生し、避難を必要とする人が約5万人となる。地震発生直後においては、断水人口が10,814人、停電が49,426軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約2.4兆円となる。

(3) 被害想定結果（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震）

既に明らかとなっている断層等を震源とする地震の被害想定結果は次のとおりである。

■ 被害想定結果一覧表（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震） 1 / 2

想定項目	想定地震	南海トラフ 巨大地震	安芸灘～ 伊予灘～ 豊後水道	讃岐山脈南縁 －石鎚山脈北 縁東部	石鎚山脈北縁	石鎚山脈北縁 西部－伊予灘	五日市断層	
		陸側ケース	北から破壊	西から破壊	西から破壊	東から破壊	北から破壊	
		マグニチュード	9.0	7.4	8.0	8.0	8.0	7.0
		地震タイプ	プレート内	プレート内	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内
	今後30年以内発生確率	－	10%	ほぼ0～0.3%	ほぼ0～0.3%	ほぼ0～0.3%	不明	
地震動	震度6弱以上のエリア	福山市他	呉市他	三原市他	－	呉市他	広島市他	
	県全面積に対する面積率	9.8%	11.3%	2.3%	0.0%	0.1%	2.1%	
液状化	液状化危険度面積率(PL>15の面積率)	5.0%	6.1%	1.5%	0.1%	0.4%	1.7%	
土砂 災害	①急傾斜地	483	418	62	0	2	58	
	②地すべり	5	1	2	0	0	0	
	③腹崩壊	619	547	167	0	1	77	
津波 被害	津波の浸水面積(ha)	12,474	7,921	6,520	－	6,032	－	
建物 被害	全壊の主な原因	液状化	揺れ	揺れ	液状化	液状化	液状化	
	全壊棟数(棟)	69,210	29,012	7,689	1,693	3,002	6,820	
	半壊棟数(棟)	200,572	120,894	40,659	3,266	9,294	28,340	
	焼失棟数(棟) *1	351	351	90	0	0	108	
人的 被害	死者数が最大の季節・時間	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	
	死者の主な原因	津波	津波	津波	－	津波	建物倒壊	
	死者数(人) *2	14,759	11,206	2,013	0	192	179	
	負傷者数(人) *2	22,220	20,691	6,002	36	470	4,552	
	重傷者数(負傷者の内数)(人) *2	3,426	2,259	732	0	46	307	
ライフ ライン 施設 被害	上水道(1日後の断水人口) *1	1,046,761	323,150	46,663	3	718	2,304	
	下水道(1日後の機能支障人口) *1	779,794	665,462	137,035	65,493	239,856	441,551	
	電力(直後の停電軒数) *1	119,836	132,193	53,103	255	45,683	26,680	
	通信(直後の固定電話不通回線数) *1	76,806	76,064	30,098	138	22,889	14,266	
	ガス(1日後の供給停止戸数) *1	150,069	129,308	84,254	0	79,002	0	
交通施設 被害	道路(被害箇所数)	1,699	1,428	455	100	341	419	
生活 支障	避難所避難者数(人) *1	386,814	261,823	192,410	2,179	183,639	16,717	
	帰宅困難者数(人) *3	165,911	165,911	145,475	150,986	157,472	148,773	
	食料の不足量(1日後)(食) *1	-569,818	-235,322	-56,786	312,571	-32,649	292,363	
	仮設トイレの不足量(1日後)(基) *1	-10,015	-8,067	-2,605	-79	-3,484	-3,960	
	医療機能支障(需要過不足数) *2	-1,240	2,953	23,113	31,035	27,859	25,860	
災害 廃棄物	災害廃棄物発生量							
	可燃物(万t) *1	124.40	49.70	13.32	2.75	4.82	11.33	
	不燃物(万t) *1	372.17	172.89	44.86	11.00	19.84	43.12	
その他 施設等 被害	エレベータ内閉じ込め者数(人) *4	240	260	42	16	47	165	
	道路閉塞(幅員13m未満%)道路リンク10～50%以下	5.7	1.8	0.5	0.0	0.0	0.2	
	災害時要援護者数(当日・1日後)(人) *1	76,404	51,548	37,562	443	35,739	3249	
	危険物施設の被害箇所数(箇所)	96	106	26	0	0	23	
	文化財の被害件数(件) *1	11	9	6	0	4	0	
	孤立集落(集落)	0	5	3	0	0	3	
	ため池(災害発生の危険性が高いため池の箇所数)	126	234	44	0	0	0	
	重要施設							
①災害対策本部等	61	70	15	0	0	35		
②避難拠点施設	618	791	92	1	6	472		
③医療施設	63	77	15	0	2	36		
経済 被害	直接被害(億円) *1	89,030	58,776	20,514	4,779	9,953	18,511	
	間接被害(億円) *1	37,477	28,082	15,267	3,862	5,743	8,522	
	合計(億円)	126,507	86,858	35,781	8,641	15,696	27,033	

*1： 冬 18時、風速11m/s
 *2： 冬 深夜、風速11m/s
 *3： 昼12時
 *4： 朝 7時～8時

■ 被害想定結果一覧表（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震） 2 / 2

想定項目	想定地震	己斐-広島 西縁断層帯 (M6.5)	岩国 断層帯	安芸灘 断層群 (主部)	安芸灘断層群 (広島湾-岩 国沖断層帯)	長者ヶ原断層 -芳井断層	(参考) 己斐- 広島西縁断層 帯 (M6.9)	
		北から破壊	東から破壊	北から破壊	北から破壊	西から破壊	南から破壊	
		マグニチュード	6.5	7.6	7.0	7.4	7.4	6.9
		地震タイプ	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内
	今後30年以内発生確率	不明	0.03~2%	0.1~10%	不明	不明	不明	
地震動	震度6弱以上のエリア	広島市他	大竹市他	呉市他	大竹市他	尾道市他	府中町他	
	県全面積に対する面積率	1.6%	0.9%	0.2%	3.1%	7.6%	2.8%	
液状化	液状化危険度面積率(PL>15の面積率)	1.4%	1.2%	1.1%	2.7%	2.0%	1.7%	
	①急傾斜地	79	16	3	61	786	159	
土砂 災害	②地すべり	0	0	0	0	8	0	
	③腹崩壊	90	9	7	86	734	168	
	危険度ランクが高い箇所							
津波 被害	津波の浸水面積 (ha)	-	-	5,382	5,844	-	-	
建物 被害	全壊の主な原因	揺れ	液状化	液状化	液状化	揺れ	揺れ	
	全壊棟数(棟)	7,612	4,498	2,987	8,335	46,629	12,603	
	半壊棟数(棟)	30,565	10,166	6,534	39,380	76,429	46,746	
	焼失棟数(棟) *1	144	36	0	99	945	261	
人的 被害	死傷者数が最大の季節・時間	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	
	死傷者の主な原因	建物倒壊	建物倒壊	津波	津波	建物倒壊	建物倒壊	
	死者数(人) *2	249	72	43	3,495	2,840	539	
	負傷者数(人) *2	5,302	1,073	230	5,962	22,170	9,131	
	重傷者数(負傷者の内数)(人) *2	429	131	9	744	4,809	924	
ライフ ライン 施設 被害	上水道(1日後の断水人口) *1	3,681	21,327	530	48,585	544,113	10,814	
	下水道(1日後の機能支障人口) *1	433,144	219,826	200,642	455,622	168,735	504,304	
	電力(直後の停電軒数) *1	31,859	2,761	39,865	69,582	44,585	49,426	
	通信(直後の固定電話不通回線数) *1	16,068	2,527	19,987	37,493	38,675	25,105	
	ガス(1日後の供給停止戸数) *1	0	0	79,002	80,995	0	0	
交通施 設被害	道路(被害箇所数)	341	194	229	535	659	483	
生活 支障	避難所避難者数(人) *1	19,169	7,494	163,203	163,001	70,362	31,646	
	帰宅困難者数(人) *3	142,368	142,234	144,883	156,268	96,775	150,204	
	食料の不足量(1日後)(食) *1	289,219	302,781	17,577	-36,469	151,648	271,790	
	仮設トイレの不足量(1日後)(基) *1	-3,897	-1,670	-2,927	-5,523	-1,752	-4,707	
	医療機能支障(需要過不足数) *2	25,268	30,310	32,119	22,714	7,538	19,912	
災害 廃棄物 量	災害廃棄物発生 可燃物(万t) *1	12.83	29.49	20.57	52.86	245.75	74.18	
	不燃物(万t) *1	47.02	29.49	20.57	52.86	245.75	74.18	
その 他施 設等 被害	エレベーター内閉じ込め者数(人) *4	158	53	19	128	86	208	
	道路閉塞(幅員13m未満)(%)道路リンク10~50%以下	0.4	0.1	0.0	0.3	7.7	1.2	
	災害時要援護者数(当日・1日後)(人) *1	3,742	1,470	31,701	36,176	13,519	6,173	
	危険物施設の被害箇所数(箇所)	23	36	0	64	86	43	
	文化財の被害件数(件) *1	0	0	4	4	30	1	
	孤立集落(集落)	0	4	0	2	28	0	
	ため池(災害発生の危険性が高いため池の箇所数)	1	2	0	8	175	5	
	重要 施設	①災害対策本部等	36	15	5	37	22	37
		②避難拠点施設	484	141	46	498	217	607
		③医療施設	37	14	3	44	33	49
経済 被害	直接被害(億円) *1	18,522	10,359	7,914	24,434	38,838	24,181	
	間接被害(億円) *1	8,206	5,417	6,017	12,379	18,744	9,610	
	合計(億円)	26,728	15,776	13,931	36,813	57,582	33,791	

*1: 冬 18時、風速11m/s

*2: 冬 深夜、風速11m/s

*3: 昼12時

*4: 朝 7時~8時

(4) 被害想定結果（どこでも起こりうる直下の地震）

どこでも起こりうる直下の地震の被害想定結果は次のとおりである。

■ 被害想定結果一覧表（どこでも起こりうる直下の地震）

想定項目		想定地震		北広島町直下地震		
		マグニチュード		6.9		
		地震タイプ		地殻内		
地震動・液状化	震度6弱以上のエリア		北広島町、広島市、安芸高田市他			
			【県内分】	【町内分】		
	県全面積に対する面積率		1.90%	1.38%		
土砂災害	液状化危険度面積率(PL>15の面積率)		0.3%	0.0%		
	①急傾斜地	危険度ランクが高い箇所	77	56		
	②地すべり		0	0		
④崩壊	57		49			
建物被害	全壊の主な原因		液状化	揺れ		
	全壊棟数(棟)		3,262	1,319		
	半壊棟数(棟)		8,942	3,480		
	焼失棟数(棟) *1		36	9		
人的被害	死傷者数が最大の季節・時間		冬・深夜	冬・深夜		
	死傷者の主な原因		建物倒壊	建物倒壊		
	死者数(人) *2		89	83		
	負傷者数(人) *2		1,290	899		
	重傷者数(負傷者の内数)(人) *2		148	139		
ライフライン施設被害	上水道(直後の断水人口) *1		3,614	3,255		
	下水道(直後の機能支障人口) *1		204,770	3,306		
	電力(直後の停電軒数) *1		5,132	4,051		
	通信(直後の固定電話不通回線数) *1		5,887	5,338		
	ガス(1日後の供給停止戸数) *1		0	-		
交通施設被害	道路(被害箇所数)		325	82		
生活支障	避難所避難者数(人) *1		4,626	832		
	帰宅困難者数(人) *3		157,027	1,278		
	食料の不足量(1日後)(食) *1		308,331	2,994		
	仮設トイレの不足量(1日後)(基) *1		-1,494	-40		
災害廃棄物	災害廃棄物発生量	可燃物(万t) *1	5.52	2		
		不燃物(万t) *1	19.90	7		
その他施設等被害	エレベータ内閉じ込め者数(人) *4		63	1		
	災害時要援護者数(当日・1日後)(人) *1		934	189		
	危険物施設の被害箇所数(箇所)		5	4		
	文化財の被害件数(件) *1		0	0		
	孤立集落(集落)		0	0		
	ため池(災害発生の危険性が高いため池の箇所数)		3	3		
	重要施設	①災害対策本部等	使用に支障のある施設数(棟) *1	1	0	
		②避難拠点施設		25	5	
③医療施設		4		0		
経済被害	直接被害(億円) *1		7,029	651		
	間接被害(億円) *1		3,282	23		
	合計(億円)		10,311	245		

*1：冬 18時、風速11m/s

*2：冬 深夜、風速11m/s

*3：昼12時

*4：朝 7時～8時

第8節 地震被害軽減のための基本的な施策

1 方針

地震被害想定の結果を踏まえ、次のとおり、地震被害を軽減するための基本的な施策に取り組むものとする。

これらの基本的な施策の推進に当たっては、施策を効果的に実施していくため、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく具体的な実施目標を定め、自助・共助・公助の考えをもとに、県民・事業者・地域・行政がそれぞれの役割と責務を果たし、事前防災の取組を着実に推進するとともに、地震が発生した場合の応急復旧に係る対策を含めた地震防災対策を総合的かつ計画的に推進していくものとする。

なお、広島県地震防災戦略（平成20年3月）は、これらの基本的な施策の策定に伴い廃止する。

2 目標

災害死ゼロを目指すことを目標とする。

3 施策体系

いかなる大規模な地震及びこれに伴う津波が発生した場合にも、人命を最大限守り、社会経済を機能不全に陥らせないことが重要であり、また、それらを実現するためには、総合的な防災力を高めることが必要であることから、「命を守る対策」、「生活と社会機能を維持する対策」、「防災力の向上対策」を柱として、施策を推進する。

4 対策内容

(1) 命を守る対策

ア 建物倒壊対策

(ア) 住宅・建築物等の耐震化

a 大規模地震発生時において倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがある大規模建築物や早期の救助・復旧活動に関係する広域緊急輸送道路沿道建築物及び防災拠点建築物に加え、耐震性不足の住宅のうち多数を占める木造戸建住宅について耐震化を促進する。

b また、県、町及び関係団体等が連携して、町内の住宅・建築物の耐震化を引き続き計画的に促進する。

(イ) 病院の耐震化

a 病院について、各施設設置者の更新計画（老朽化改築等）を踏まえながら、

引き続き整備補助により耐震化を促進する。

- b 災害発生時においても、医療機関での診療機能の維持や患者の安全・安心を確保し、高まる感染リスクにも備えるため、病院の事業継続計画（BCP）策定を支援する。

(ウ) 社会福祉施設の耐震化

- a 社会福祉施設について、各施設設置者の更新計画（老朽化改築等）を踏まえながら、引き続き整備補助により耐震化を促進する。

(エ) 建築物等の老朽化対策

- a 町有施設について、個別施設計画で定めた具体的な取組等に基づき、今後も継続的な利用を行う施設について中長期的な保全計画を作成し、計画的な予防保全を行って長期的な視点に立った維持管理を進め、その上で必要に応じ適切な規模で更新を行う。
- b 老朽化した公共土木施設等の割合が増大していく中、「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」に基づいて個々の施設を適切に修繕するため、修繕方針の追加を行うとともに、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減や事業費の平準化を図り、公共土木施設の計画的な維持管理に向けた取組を実施する。
- c AI/IoTなどのデジタル技術の活用や、国・県・町の管理者の枠を超えた連携などによる維持管理の効率化・省力化など、新たなインフラマネジメントに取り組む。

(オ) 耐震診断・改修を担う人材育成及び技術力の向上

- a 耐震診断・改修を担う事業者の技術力と信頼性の向上を図るため、優良な技術者・施工業者を養成するための講習会の開催や、耐震改修の事例を収集・分析・応用し、また、工事費用や耐震改修の効果など耐震改修の有益な情報の共有化の取組を引き続き推進する。

イ 土砂災害対策

(ア) 土砂災害対策施設の整備

- a 防災拠点や住宅密集地、インフラ・ライフライン等の重要施設の保全など、重点対策に沿った事前防災を切れ目なく着実に推進する。

(イ) 山地災害対策施設の整備

- a 人的被害の発生を防ぐため、山地災害の発生のおそれの高い箇所への把握の精度を高め、治山施設を効果的に配置するとともに、引き続き既存施設の点検・修繕を実施する。
- b 山地災害危険地区の情報をホームページで周知するなど町民の適切な避難実施に必要な情報の提供にも取り組んでいく。

(ウ) 土砂災害警戒区域等指定後の取組の推進

- a 住民の適切な避難行動につながるよう、きめ細やかな災害リスク情報を提供する取組を推進する。
- b がけ地近接等危険住宅移転事業による土砂災害の危険性のある区域からの移転や、建築物土砂災害対策改修促進事業により特別警戒区域内の住宅・建築物の補強について、引き続き、町民の自助の取組を支援していく。
- c 長期的には市街化調整区域への編入や立地適正化計画の活用などにより、土地利用規制や災害リスクの低い区域への居住誘導を図り、短期的には、町民の生命、身体及び財産を保護するための防災工事や住民の避難誘導体制の整備などにより、ハード・ソフトが一体となった総合的な防災・減災対策を図る。

(エ) 宅地耐震化の推進

- a 大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について調査し、マップの高度化や耐震化の推進等、宅地の安全性の「見える化」や事前対策を進める。

(オ) 農地・森林等の保全の取組

- a 農地や農業用施設の適切な管理を通じて、持続的に防災機能が発揮されるよう、地域と担い手の連携のもと、農業生産を通じた保全活動や農業基盤の整備、鳥獣害防止対策等を推進する。
- b 森林の有する公益的機能の発揮に向け、森林の間伐及び主伐後の再造林等の森林整備を着実に推進することとし、これに必要となる林道整備を実施する。また、公益的機能の低下が懸念される手入れ不足の人工林のうち、県民生活に影響の大きい森林を整備する。さらに、放置された里山林の整備については、地域住民等による主体的・継続的な森林保全活動を支援し、県民参加の森づくりを推進する。

ウ 地震火災対策

(ア) 装備資機材の強化及び関係機関の連携体制の整備

- a 消防本部及び消防署（常備消防）については、装備資機材の強化促進、消防職員の知識・技能の向上を図るとともに、地域の消防力を超える大規模災害に備え、県内消防機関による応援や緊急消防援助隊による受援を一層円滑にできるよう、必要に応じて県内広域消防応援協定の締結支援や緊急消防援助隊受援計画の見直しを行う。

(イ) 消防団の充実・強化

- a 消防団（非常備消防）については、団員を確保するため、女性や若者の入団促進、従業員の消防団活動に対する事業者の理解の促進、地域で消防団を支える機運の醸成等の取組について、各市町に対してモデルとなる事例を提供する等の支援を行うとともに、消防本部及び消防署（常備消防）や自主防災組織等と連携した活動の推進、消防学校等における教育訓練の充実等により災害対応能力の向上を図る。

(ウ) 自主防災組織の充実・強化

- a 防災リーダー養成及び技能向上の取組を支援するなど、町民の自発的な取り組みを促進する。

(エ) 市街地での防災機能の確保等

- a 雨水の流出抑制や都市における自然環境の保全の観点から、生産緑地地区の指定や都市公園の整備などにより、適切な維持、保全、活用を推進する。
- b 地震・火災などの災害時に、広域的な防災避難拠点となる都市基幹公園や一時避難地となる住区基幹公園、避難路などの適正な配置及び整備を推進する。
- c 大規模災害発生時に市街地で必要となる避難地の確保を図るため、都市公園等の整備を行う市町について、引き続き指導・助言を行う。

エ 落下物等対策

(ア) 既存建築物等の総合的な安全対策

- a 通学路沿いなどをパトロールし、倒壊などの危険があると思われるブロック塀の所有者に指導を行うなどによりブロック塀の安全対策を引き続き推進する。
- b 管理が不十分な老朽空き家について、災害時の倒壊等による危害を防ぐため、所有者に対する除却や適正管理の啓発など、空き家対策を引き続き推進する。
- c 既存建築物の総合的な安全対策として、ブロック塀等の安全対策、屋外広告物等の落下防止対策、大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策、エレベーターの閉じ込め防止対策及び家具の転倒防止等の取組を市町と連携を図りながら引き続き推進する。

(イ) 家具固定の促進

- a いつ起こるか分からない地震に対する備えの必要性について、報道機関等との連携による普及啓発をはじめ、企業・関係団体との一層の連携を図り、家具固定を促進していく。

(2) 生活と社会機能を維持する対策

ア ライフライン施設被害対策

(ア) 水道管の耐震化等供給体制の強化

- a 町内の水道事業者等に対し、耐震化計画を策定し、耐震化を推進することなどについて、引き続き指導・助言を行う。また、広島県水道広域連携が予定されているが、地域に応じた危機管理体制が維持され、全体として強化されるように助言を行う。

(イ) 町営水道の供給体制の強化等

- a 災害・事故等に強い供給体制の構築を目指し、トンネル事故などの送水不能事故に対応するため、着実な取組を進めていく。
- b 水道管の老朽化による漏水事故を防止し、安定した水の供給を図るため計画的に水道管の更新・耐震化を推進するとともに、事業計画を策定し、着実な取

組を進めていく。

- c 水の安定供給を図るため、計画的に水管橋等の水道施設の耐震化を推進するとともに、事業計画を策定し、着実な取組を進めていく。

(ウ) 下水道施設の防災・減災対策

- a 下水道による浸水対策や下水道施設の耐震化・耐水化や老朽化対策の推進並びに実効性のあるBCPへの見直しを促進するなど、ハード・ソフト一体となった支援・助言を行う。
- b 流域下水道各施設について、災害時にも下水処理を継続するため、設置・改修に併せた耐震化を図るとともに、特に優先度の高い施設から、耐震化や耐水化などの防災対策を進める。
- c 災害の想定を常に見直しながら、豪雨災害対応を踏まえたBCPの見直しを行うなど、早期復旧へのソフト対策の強化を図る。

(エ) 電力施設の耐震化

- a 電気事業者において、電力施設の耐震化を図る。

(オ) 通信施設の整備

- a ケーブルの2ルート化・分散収容の推進
被災時の救出・救助及び防災関係機関の重要な通信を確保するため、関係通信施設の加入者ケーブルの2ルート化・異ケーブルへの分散収容を推進する。
- b ケーブルの地下化・洞道への収容替え
地震・火災等から架空ケーブルの被害を防護するため、架空ケーブルの地下化、耐震耐火構造の洞道網の建設を推進し、既設ケーブルを含め、洞道への収容替えを行う。
- c 中継ケーブルの信頼性向上
交換機等を収容するビル相互間を結ぶ中継ケーブルについて、洞道等地下化・2ルート化・ループ化を推進するとともに、無線方式の併用により、さらに信頼性の向上を図る。

(カ) ガス導管の耐震化

- a 災害時の被害を最小限に抑えるため、低圧本支管に占めるポリエチレン管等高い耐震性を有する導管の割合を高める。

イ 交通施設被害対策

(ア) 災害に強い道路ネットワークの構築

- a 災害に強い道路ネットワークの構築のため、国道をはじめとした緊急輸送道路ネットワークや重要物流道路（代替・補完路含む）における法面对策、橋梁耐震補強などの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを更に推進するとともに、大規模災害発生時には、引き続き各道路管理者と連携しながら速やかに緊急輸送道路ネットワーク等を確保する。

b 緊急輸送道路の確保など、災害の防止に資する道路において、地域の実情に応じた多様な手法も活用しながら無電柱化を推進する。

(イ) 交通安全施設等の整備

a 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するため、信号機電源付加装置の整備、更新を引き続き推進する。

b 大規模災害が発生した場合においても、安全な道路交通を確保するため、交通管制センター、交通・路面監視カメラ、各種車両感知器、交通・道路情報板等の交通安全施設の整備及び各道路管理者の通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に把握するためのシステムの導入、交通規制資機材の整備を推進するとともに、災害発生時の停電に起因する信号機及び道路情報板の機能停止による混乱を防止するため、予備電源の整備を推進する。

(ウ) 緊急輸送体制の整備

a バス事業者など民間事業者との連携による災害時の人員の輸送体制の充実を図る。

b 広域かつ影響が長期にわたる災害においては、複数の交通モードの連携及び道路管理者等との連携により、県民の通勤・通学等の移動手段の確保を図る。

ウ 避難者等への対応

(ア) 要配慮者に対する支援

a 要配慮者に対する避難支援体制の整備等のため、避難行動要支援者名簿及び個別計画の早期策定を目指す。

b 社会福祉施設等の要配慮者の避難先の確保等のため、引き続き関係団体の連携を促進する。

c 避難所における高齢者や障害者等の災害時要配慮者の福祉ニーズを把握し、更なる支援体制を構築するため、官民協働による災害福祉支援ネットワークの構築に努める。

d 災害時において要配慮者や観光客など特に配慮が必要な者が円滑に避難できるよう、引き続き町における案内板設置や外国語の付記等環境づくりの取組を促進する。

e 水防法等に基づく避難確保計画が未作成の施設において、計画が作成されるよう、継続的な働きかけを実施する。

(イ) 心のケアなどの支援体制の整備・強化

a 各避難所の環境・運営改善を進めるため、設備環境、レイアウト、必要な資材等の生活環境に関する情報をまとめた避難所運営マニュアルの作成や設備環境の整備を行う。

b 市町間を越えた広域避難などの際に、被災者ニーズに応じた支援や市町の相互連携を円滑に進めるための仕組みを整備する。

- c 災害時に、被災者への見守り活動や相談支援、サロン活動等によるコミュニティづくりなど、被災者の早期の生活再建に向けた支援を進めるため、引き続き支援体制の構築を推進する。
- (ウ) 被災者の住宅確保
- a 建設型仮設住宅に係る整備管理マニュアルを作成し、仮設住宅建設候補地台帳を適宜更新していくとともに、協定締結団体と定期的に会議等を開催し、平時から連携の強化を図る。
 - b 借上型仮設住宅の募集・契約に係るマニュアルを作成し、適宜更新していくとともに、協定締結団体と定期的に会議等を開催し、平時から連携の強化を図る。
 - c 町営住宅への一時入居体制を維持する。
- (エ) 建築物への迅速な震災対応を可能とする体制整備
- a 関係機関と連携しながら、迅速な震災対応を可能とする体制整備を図るため、震災時の連絡体制の整備、被災建築物応急危険度判定士の確保に向けた取組を引き続き推進する。
- (オ) 避難所の防災機能強化
- a 大規模災害発生時に、避難所等の防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー等の導入を推進する。
- (カ) 避難先の確保
- a 公共施設に加え、商業施設などの民間施設の活用や、地元住民が自主的な開設・運営を行う「自主避難所」や車での避難を想定した避難先の確保、学校を避難所とする場合には体育館だけでなく教室も開放するなど、引き続き、多くの避難先の確保や既存施設の有効活用を働きかけていく。
- (キ) 分散避難の啓発
- a 町民に対して、避難場所にこだわらず、安全な場所にある親戚や知人宅など、複数の避難先の確保や避難先での感染症防止対策について、様々な広報媒体を通じて、引き続き周知・啓発を行う。
- (ク) 特定動物や被災動物への対応
- a 放浪・逸走動物、負傷動物の保護・収容や避難所における動物の適正飼育の指導等を実施できるように、引き続き災害時の被災動物等への対応体制を整備する。
 - b ペットの同伴避難等について、引き続き、町、獣医師会及び動物愛護団体等と検討を進めていく。
- エ 帰宅困難者等への対応
- (ア) 帰宅困難者対策の周知
- a 徒歩で帰宅しようとする帰宅困難者対策として、町民や企業等に対し、「む

やみに移動しない」という基本原則や、従業員等が一定期間事業所内にとどまることができる備蓄の必要性等の周知を図るとともに、帰宅困難者が大量に発生した場合は、一時滞在の早期解消を図るため、関係機関の協力を得て、臨時的な輸送手段の確保を検討する。

(イ) 事業所等との協定

- a 協定を締結した民間事業者の店舗で、徒歩で帰宅しようとする帰宅困難者に対して水道水、トイレ、道路情報等の提供を行う「災害時帰宅支援ステーション」について、地震被害想定を踏まえた協力店舗の拡大を検討し、必要に応じて民間事業者と協定を締結する。

オ 物資等確保対策

(ア) 非常用物資の備蓄の推進

- a 応急用の町備蓄物資や民間備蓄との連携等による町全体の備蓄物資に関し、大規模広域災害に備えた物資の備蓄及び調達並びにその搬送方法について引き続き見直しを行う。

(イ) 物資調達・供給の連携体制の整備

- a 災害時には、交通機関の途絶等により生活関連商品等の確保が困難になることが予想されるため、町と関係団体等が締結している物資の調達等に関する協定や、他の地方公共団体等と締結している災害時応援協定に基づき、生活関連商品等を安定確保する。
- b 災害発生に備え、災害時応援協定を締結する民間団体等と災害時の連絡先の確認を定期的に行うとともに、協定締結先の企業等に対し災害時の物資供給体制の確保等について引き続き働きかけを行う。
- c 災害時における緊急車両や防災拠点となる施設の燃料の優先的な供給について、協定を締結している民間団体等と防災拠点となる施設の住所や設備状況などの情報共有を進め、具体的な要請、配送・給油手順等の方策を定めておく。

(ウ) 民間団体等と連携した緊急輸送体制の整備

- a 発災後の生活必需品等を確保するため、民間団体や関係機関等と連携した緊急輸送に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて緊急輸送体制を充実させていく。

カ 医療機能確保対策

(ア) 医療救護体制の強化

- a 災害医療への対応や避難所等での良好な衛生環境を維持するため、備蓄や流通事業者等との連携により、医療資材の確保を推進する。
- b 定期的に災害時用医薬品等の品目見直し・備蓄更新を行う。

(イ) 医療・介護人材の育成

- a 災害時において、医療・介護人材の絶対的な不足により被害を拡大させない

よう、関係機関と連携し、計画的な医療・介護人材の養成・確保のための取組を引き続き推進する。

(ウ) 遺体への適切な対応

- a 遺体安置場所における新型コロナウイルスなどの感染防止措置のため、必要な資機材などを確保する。
- b 迅速な身元確認業務を推進するため、必要な要員の確保、鑑定機器の増強等を引き続き行う。
- c 広域火葬を円滑に実施するため、「広島県広域火葬計画」に基づき、火葬場に関する情報を迅速に収集するなど引き続き町における広域火葬体制整備を促進する。

キ 災害廃棄物等対策

(ア) 災害廃棄物処理計画に基づく対応

- a 「北広島町災害廃棄物処理計画」（令和2年3月策定）及び「災害廃棄物処理に係る初動マニュアル」（令和3年3月）を基に、研修・図上訓練を継続的に実施するとともに、これら計画やマニュアルを必要に応じて見直しを行い、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理等が行われるよう取り組んでいく。

(イ) 浄化槽対策

- a 災害からの復旧時における災害廃棄物処理や施設の復旧に向けた助言等を引き続き行う。
- b 指定検査機関等と連携した浄化槽台帳の精度向上や町が行う浄化槽台帳の整理を行う。

ク その他の課題への対応

(ア) 有害物質流出対策

- a 全ての有害物質使用特定施設等に水質汚濁防止法に基づく構造基準が適用されたため、引き続き、点検業務の頻度を高めるなど有害物質の流出防止対策を推進する。
- b 汚染事故の発生に際しては、広島県危機対策運営要領（水質汚染事故・大気汚染事故）により、速やかに消防・町・県等の関係機関で情報を共有し、的確な対応を実施する。
- c P R T R法（化学物質排出把握管理促進法）により、各事業所からの化学物質の排出量等を把握・公表する。
- d 災害時に有害な化学物質等が流出した場合は、関係機関及び関係市町と連携して、速やかに大気、土壌、公共用水域等のサンプリング・検査を行い、環境影響の有無についての把握を行う。また、測定結果をとりまとめ、速やかに公表を行う。
- e 毒物劇物製造施設等への監視指導により、引き続き、施設の耐震性の向上、

危害防止規定の策定等防災体制の整備を図る。

(ウ) 文化財の保護

- a 災害が発生した場合でも文化財が保護されるよう、文化財の把握、災害時の避難や救出体制の想定、計画立案をする。
- b 所有者等に対して耐震診断等の措置の対策の必要性を啓発するとともに、補助金を活用した耐震診断・耐震補強等の実施を積極的に促進する。

(エ) 孤立化防止のためのインフラ整備

- a 発災時にも、地域の孤立化を防ぎ日常生活や社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、多重型道路ネットワークの強化に努める。
- b 陸上輸送が機能しない場合には、防災関係機関が所有するヘリコプターを有効に活用するために、関係機関が連携してヘリコプターによる応急対策活動が実施できるよう、引き続き体制整備に努める。

(オ) 農業用ため池、水利施設等の老朽化対策

- a 地域住民の避難行動等による被害の軽減につなげるため、ハザードマップの活用を促進する。
- b ため池が利用されず放置されている箇所も増加していることから、届出を通じて、利用の実態や管理者を把握するとともに、決壊した場合の被害の大きさや施設の健全度を踏まえ、優先度の高い箇所に対する補修・改修、並びに廃止工事を実施する。
- c 定期的な点検や管理体制の強化に向けた支援により、危険な状態を早期に把握する体制を整備する。
- d 水利施設の適切な維持管理と計画的な補修・更新により、必要な機能を維持する。

(カ) 地すべり防止施設、集落排水施設、農道の老朽化対策

- a 地すべり防止施設、集落排水施設の適切な維持管理と点検診断・耐震診断などを実施し、優先度の高いものから保全・耐震対策に取り組み、機能を維持する。
- b 基幹的な農道の整備とともに、適切な維持管理と点検診断・耐震診断などを通じた農道施設の保全に取り組み、機能を維持する。

(キ) 事業継続の取組の推進

- a 地震等による業務中断の影響の事例なども踏まえながら、中小企業等を中心にBCP策定を普及啓発していく。

(ク) 業務継続性の確保

- a 災害対策本部が設置される町庁舎における非常用電源について、72時間稼働の確保と浸水・地震対策の整備を促進する。

(ケ) 執務環境、実施体制の維持確保

- a 町の各庁舎の電力供給設備の機能を維持する取組や、事業者団体等と締結している非常用発電燃料の確保に関する協定の実効性を高めるための取組を引き続き推進する。
- b 町の各庁舎のネットワーク機器等の浸水や回線・機器等が損傷した場合でも情報システムの使用に支障が生じないように、引き続き、本庁舎・支所庁舎のネットワーク機器の移設・更新等を検討する。

(コ) 道の駅の活用促進

- a 災害発生時に、町の避難場所等として指定されている「道の駅」について、道路管理者と町が役割分担し、引き続き防災拠点としての活用を推進する。また、広域的な防災拠点としての活用を検討し、対象となる「道の駅」について、道路管理者と町が役割分担し、施設、体制を整える。

(サ) 治安の維持

- a 災害発生時において、風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集するとともに、正しい情報を迅速かつ的確に提供する体制を整備する。
- b 被災者の生活の安心・安全を確保するため、警察と協力して警戒・警ら活動を行う。また、被災者が相談しやすい環境を整備するため女性警察官の派遣を要請して、避難所等における相談の受理や防犯指導等を引き続き行う。
- c 被災状況に応じた適正手続に向け、特例措置等の適切な広報及び迅速な対応を図り、引き続き被災者の負担軽減を図る。

(シ) 事業用地の確保

- a 事業箇所が決まり次第、速やかに現地調査、法務局調査、権利者調査を行い、迅速な用地取得が可能となるよう事務を進める。
- b 所有者不明土地等においては、財産管理制度等に加え、所有者不明土地法の活用を検討するとともに現在、国において手続が進められている民法及び不動産登記法等の改正について、その動向を注視し、利用可能な制度の活用を図る。

(3) 防災力の向上対策

ア 自助・共助の取組強化

- (ア) 災害に備えて日頃から行うべきことや、災害が発生する危険が迫った際、いつのタイミングで何をすべきか、そして、いつ避難するのかなどを記載する「ひろしまマイ・タイムライン」（自らの防災行動計画）の普及促進をはじめ、家庭における災害に備えた備蓄の促進等、「自助」「共助」の取組を一層推進する施策に取り組んでいく。
- (イ) 小中学校や自主防災組織等を対象に、防災知識の向上や災害の教訓を次世代へ伝承するため、VR等の模擬体験によるリアリティを高めたツールや、過去に発生した災害写真などのアーカイブの活用を図るなど、効果的な防災教育を実施する。

イ 災害情報伝達手段の多様化

(ア) 町民に対し、防災メールの効能のほか、その登録方法などについても、継続的に分かりやすく説明するとともに、イベント等での直接的な登録支援などにもこれまで以上に取り組む。なお、受け手側に、より能動的に情報収集して頂くことも重要であると考えられるため、県・町の防災情報メールへの登録に加え、情報アプリの登録等も促進していく。

ウ 情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備

(ア) 迅速かつ的確な防災情報の収集・伝達手段を確保するため、引き続き、防災情報システムを適切に運営管理する。

(イ) 大規模災害により、N T T等の公衆回線が途絶した場合においても、県庁と地方機関、市町役場等との情報の伝達手段を確保するため、引き続き、防災行政無線（広島県総合行政通信網）を適切に運営する。

(ウ) A I / I o Tなどのデジタル技術を最大限に活用して、公共土木施設に関するあらゆる情報を一元化し、各種データの融合や町・民間企業との連携により、個人ごとに異なる災害リスク情報をリアルタイム・ピンポイントで町民に発信できる仕組みの構築を検討する。

エ 災害対処能力の向上

(ア) あらゆる災害時において、関係者が常に情報を共有し、迅速かつ適切な意思決定を行い、避難情報の発令や消火、救急・救助活動、救援物資の搬送等が実施できるよう、県や関係機関等と連携し、危機に関する情報を即時に共有するI C T技術を活用した仕組みを構築を検討する。

(イ) また、関係者が一堂に会して意思決定を行うために、災害対応スペースの効率的確保に取り組む。

(ウ) 町の災害時の対処能力の向上を図るため、引き続き、民間団体や関係機関等と連携した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを実行する。

(エ) 町の災害時の対処能力の向上を図るため、チェックリストを用いて、町の初動応急対応に必要な災害対策運営要領等のマニュアル類の整備・改定を行う。

(オ) 災害警備活動のための装備資機材を整備するとともに、重機を操縦する有資格者の養成など各種資格の取得を推進する。

オ 広域応援体制の構築

(ア) 市町間を越えた広域避難などの際に、被災者ニーズに応じた支援や市町の相互連携を円滑に進めるため、他市町等との連絡調整や被災者の状況把握などの仕組みを整備する。

(イ) 県は、市町からの要請に応じて、医療職、技術職等の職員の人的応援を行う。

カ ボランティア体制の構築等

- (ア) 社会福祉協議会等と連携して、研修を強化するなど、災害ボランティアに係るノウハウ等を更に充実させる取組を推進する。
- (イ) 迅速かつ円滑なボランティアの受付、調整等その受入れに携わる要員を育成する。
- (ウ) また、地域組織と町社会福祉協議会との連携を進めるとともに、広域災害時に重要となる町社会福祉協議会と県社会福祉協議会との緊密な連携を図る。
- (エ) 感染症流行時に、被害規模や被災者ニーズに応じたボランティア活動が展開されるよう、感染症対策の徹底に留意した適切な対応に向けて、町と社会福祉協議会等との連携を促進させる。

キ 災害に強い都市構造の形成

- (ア) 産業や交通など社会的な諸機能の分散配置やバックアップシステムの整備、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、ライフラインの多重化・多元化や、土砂災害警戒区域等の指定を進めることなどにより、災害に対する町土の安全性を高めるとともに、災害に強い都市構造の形成を図る取組を引き続き関係局で実施する。
- (イ) 平成 27 年 3 月に策定した「広島県災害復興都市計画マニュアル」の活用などにより、町において地域の実情に応じた災害復興都市計画マニュアルの策定を図るなど、町職員の復興体制の強化や対応力を強化する取組を引き続き推進する。

ク 平時からの連携体制構築

- (ア) 在宅医療・介護連携や生活支援など、災害時においても関係者が必要な連携を円滑に図れるよう、災害時支援の連携体制の構築を推進する。
- (イ) ライフライン施設の迅速な復旧により、町民生活の早期安定が図られるよう、多様なライフライン事業者との相互協力体制を構築しておくよう努める。

ケ 地籍調査の推進

- (ア) 災害後の復旧・復興を円滑に進めるために土地境界を明確にしておくことが重要なため、町において緊急性の高い地域で地籍調査が優先的に実施されるよう、担当部局に働きかけを行う。

コ 建設業の担い手確保

- (ア) 建設産業は災害等発生時の被災地での緊急対応や遮断された交通網の復旧などを担っていることから、地域の持続的な発展と安全・安心の確保を図るため、官民の役割の中で連携して、経営改善に向けた支援や労働環境の改善に向けた取組等を実施することにより、建設産業の担い手の中・長期的な育成・確保を引き続き推進する。

サ デジタル技術を活用した生産性の向上

- (ア) AI / IoTなどのデジタル技術を最大限に活用し、効率的かつ効果的に公

共土木施設等を整備・維持管理するICT活用工事やBIM/CIMを推進し、建設分野の更なる生産性の向上を図る。

5 対策の推進等

各防災関係機関は、地震被害を軽減するため対策を主体的に推進するものとし、これらの対策は、必要に応じて見直しを行う。